

**第3次つるが男女共同参画プラン
平成29年度年次報告書**

**敦賀市企画政策部市民協働課
男女共同参画室**

目 次

■	平成29年度 施策の実施状況について	_____	1
■	平成29年度 取組課一覧	_____	2
■	年次報告書 概要と見方について	_____	3
■	平成29年度 年次報告書	_____	4~57
	・ 基本目標1 人権を尊重した男女共同参画の意識をつくる	4
	・ 基本目標2 男女共同参画のための生活環境を整える	18
	・ 基本目標3 男女共同参画のための仕事環境をつくる	38
	・ 基本目標4 男女共同参画の視点を取り入れた推進と進行管理の体制を構築する	48

平成29年度 第3次つるが男女共同参画プランにおける施策の実施状況

基本目標1 人権を尊重した男女共同参画の意識をつくる

具体的 施策数	計画項目数	15	事業数	取組課
5	着手項目数	14	29 事業	10 課
	実施率	93%		

基本目標2 男女共同参画のための生活環境を整える

具体的 施策数	計画項目数	22	事業数	取組課
8	着手項目数	19	59 事業	17 課
	実施率	86%		

基本目標3 男女共同参画のための仕事環境をつくる

具体的 施策数	計画項目数	16	事業数	取組課
7	着手項目数	16	29 事業	6 課
	実施率	100%		

基本目標4 男女共同参画の視点を取り入れた推進と 進行管理の体制を構築する

具体的 施策数	計画項目数	18	事業数	取組課
7	着手項目数	18	23 事業	5 課
	実施率	100%		

合 計

具体的 施策数	計画項目数	71	事業数	取組課
27	着手項目数	67	140 事業	38 課
	実施率	94%		

第3次つるが男女共同参画プラン 取組課一覧

基本目標1 人権を尊重した男女共同参画の意識をつくる

市民協働課、三島会館、生涯学習課、健康推進課、長寿健康課、児童家庭課、学校教育課、生涯学習課、図書館、人道の港発信室	10
--	----

基本目標2 男女共同参画のための生活環境を整える

市民協働課、健康推進課、児童家庭課(児童文化センター、子育て総合支援センター含む)、生涯学習課、学校教育課、長寿健康課、地域福祉課、住宅政策課、環境廃棄物対策課、総務課、危機管理対策課、図書館、商工貿易振興課、都市政策課、清掃センター	17
---	----

基本目標3 男女共同参画のための仕事環境をつくる

病院総務企画課、市民協働課、総務課、児童家庭課、商工貿易振興課、農林水産振興課	6
---	---

基本目標4 男女共同参画の視点を取り入れた推進と進行管理を構築する

市民協働課、児童家庭課、総務課、秘書広報課、情報管理課	5
-----------------------------	---

計	38 課
----------	----------------

年次報告書 概要と見方について

つるが男女共同参画プラン

敦賀市において、男女共同参画社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画です。
第3次プランは、平成28年3月に策定され、計画期間を平成28年度から平成32年度までとしています。

平成29年度年次報告書

平成29年度の敦賀市における、男女共同参画の推進に関する行政の取組(市の施策・事業)の実施状況を明らかにした報告書です。

■年次報告書の見方

第3次つるが男女共同参画プランは、次の例示※1、※2、※3、※4のように、まず、4つの「基本目標」を定め、順次、「基本課題(1)～(16)」、「施策(1)～(27)」、「計画項目」と細分類化した上で、各「計画項目」毎に、「実績」「成果・課題」欄を設け、次のA・B・C・Dに基づき、担当課において評価し、次年度事業の方向性を示しております。

※1 基本目標 1 人権を尊重した男女共同参画の意識をつくる

男女共同参画社会とは、すべての人々が喜びや責任などを分かち合い、個性や能力を発揮できる社会です。

※2 基本課題 (1) お互いに人権を尊重しあい、暴力を根絶する社会をつくる

日頃からお互いの人権を尊重するためには、あらゆる場で人権尊重の意識を高める取り組みが求められます。

評価欄 A：男女共同参画の視点から見て、例年以上の大きな成果があった B：男女共同参画の視点から見て、例年並みの成果があった
C：男女共同参画の視点から見てあまり成果がなかった D：男女共同参画の視点から見て成果がなかった

方向性欄 ↗：事業内容を充実させる →：事業内容を維持する ↘：事業内容を縮小する
新：新規に取り組む 継：継続する 検：内容等を検討する 完：完了した 廃：廃止する

※3 施策1 日頃からその人らしさと能力を尊重する

計画項目	取り組みの概要	平成29年度			担当課	評価	
		実績	成果/課題	次年度			方向性
※4 ① 人権尊重に関する啓発を充実する	a 市民や男女共同参画推進員を対象に講座や研修会を開催し、人権尊重に関する啓発を充実します。	《男女共同参画推進事業》 ・男女共同参画講座の開催 7回 延べ 433人参加 (男女共同参画推進講座、男女共同参画推進員研修会、デートDV防止講座、DV被害者支援専門研修会) ・男女共同参画啓発パネル展の開催(市役所)	市民、地域推進員、事業所推進員、市内中学生、市窓口業務担当者といった様々な対象向けに男女共同参画講座を開催し、人権尊重に関する啓発を充実した。課題として、出前講座等人が集まっている所に出向いて啓発をしていく取組みの必要性を感じる。	継	↗	市民協働課	B

第3次つるが男女共同参画プラン 具体的施策実施報告

基本目標 1 人権を尊重した男女共同参画の意識をつくる

わたしたちが実現すべき男女共同参画社会とは、女性も男性も、すべての人々が喜びや責任などを分かち合い、個性や能力を發揮できる社会です。そこで、男女が個人として尊重され、多様な生き方を選択できるよう、人権尊重の意識啓発を推進します。

また、DVをはじめ、多様化しているあらゆる暴力を防止し、被害者への支援体制を整え、安心して暮らせるようにします。

さらに、個人の自由な生き方が選択できる、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現し、地域の活性化に繋げていきます。

基本課題（1）お互いに人権を尊重しあい、暴力を根絶する社会をつくる

日頃からお互いの人権を尊重するためには、あらゆる場で人権尊重の意識を高める取り組みが求められます。

本市では、人権尊重に関する啓発を充実させ、固定的な価値観にとらわれない行動を促進していきます。

また、女性の人権に関わるものとしてリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（女性特有の健康と権利）等についての認識が広がるよう取り組みます。

暴力が主に女性や子ども、高齢者、障がい者などに向けられることや、暴力の形態が多様化している背景を踏まえ、相談しやすい体制等を整備し、被害者への支援を充実させます。

特に、未成年者の間でも起こるデートDVについては、被害、加害の双方を防止するため、大学、高校、中学校における啓発を行います。

男女共同参画審議会 評価コメント

- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（女性特有の健康と権利）は、広くかつ奥が深い非常に大切な権利のため、今後も啓発して欲しい。
- ・施策1のb、cの取り組みは、人権週間に合わせて、男女共同参画での人権尊重を啓発しようとするものとして理解しており、実績、成果に違和感がある。
- ・推進員研修会は、地域推進員と事業所推進員の合同とした上で、多数回、開催するのが好ましい。
- ・幼少期からの男女共同参画の推進が重要である。

施策1 日頃からお互いの人権を尊重する

計画項目	取り組みの概要	平成29年度				担当課	評価
		実 績	成果/課題	次年度	方向性		
① 人権尊重に関する啓発を充実する	a	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民対象講座開催 日時 平成30年2月8日(木)開催予定であったが大雪のため中止 ・地域推進員、事業所推進員研修会 演題 「福井県の地域特性と男女共同参画～みんなで考えよう！福井の女性・男性のこと～」 講師 福井県立大学社会福祉学科 教授 塚本 利幸 氏 日時 平成29年6月28日(水) 13時30分～15時30分 場所 男女共同参画センター 参加者 69名(うち推進員64名) 内容 データとグラフを用いた男女共同参画の基本について ・事業所推進員研修会 演題 「社員のやる気と業績アップと人材採用。一石三鳥の『ワークライフバランス』」 講師 NPO法人ワークライフバランス北陸 専務理事 受川 寛 氏 日時 平成29年10月11日(水) 13時30分～15時30分 場所 市立図書館 参加者 32名(うち推進員26名) 内容 意見交換を交えながらワークライフバランスを企業が取り組むメリットについて 	<p>市民対象講座は大雪で実施できなかった。 推進員研修会は、男女共同参画の基本的な内容であり、推進員に基本的な知識や意識を持ってもらうことができた。 事業所推進員研修会では、ワークライフバランスについての研修を行い、働いている方の人権について、学ぶことができた。 人権に関する啓発を広く行うために、研修会開催後、内容や講演の様子を市ホームページに掲載することを検討したい。</p>	継	→	市民協働課	B
	b	<p>人権週間にあわせて、啓発活動を実施します。</p> <p>《人権擁護啓発事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員及び幼稚園児による啓発チラシの配布活動 	<p>広く一般の方に人権啓発に関する啓発ができた。</p>	継	→	三島会館	B

① 人権尊重に関する啓発を充実する	c 深い認識と実践力を持った指導者を育成し、様々な人権問題の早期解決に向けて、日常生活の中に活かせる人権感覚を身につけるための教育啓発活動を一層推進します。	<<福井県人権教育指導者研修会>> 6月1日・2日に「パレア若狭」にて同内容で開催された。本市から2日間で36名が参加。演題「部落問題を考える～これから何が課題となるのか～」の講演を受け、テーマ「差別を私ごととしてとらえる」で体験的参加型学習を行った。	講演では、部落問題の歴史的経緯や法律の変遷、また現在も部落問題が存在すること、「部落差別解消法」の成立の受け止め方等を学んだ。分科会では、差別の実態や温存されている理由、何ができるかについて話し合い、頭ではわかっているにもかかわらず行動に移せない弱さがあること、自分とは異なる意見を尊重することが極めて大切であることなどを学んだ。 参加者が各職場で啓発活動ができるかが課題。	継	→	生涯学習課	B
② 固定的な価値観にとらわれず人権を尊重した行動をする	a 性別で役割分担を決めず、お互いにその価値観を尊重して行動しましょう。	<<市民の取り組み>> —	—	—	—	—	—

③ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(女性特有の健康と権利)等について学ぶ	a	市民や男女共同参画推進員等を対象に講座や研修会を開催し、女性の健康と権利に関する認識や理解の向上を図ります。	≪男女共同参画推進事業≫ ・地域推進員、事業所推進員研修会 演題 「福井県の地域特性と男女共同参画～みんなで考えよう！福井の女性・男性のこと～」 講師 福井県立大学社会福祉学科 教授 塚本 利幸 氏 日時 平成29年6月28日(水) 13時30分～15時30分 場所 男女共同参画センター 参加者 69名(うち推進員64名) 内容 データとグラフを用いた男女共同参画の基本について	福井県の女性の出産状況等をグラフを用いて知り、女性の健康と権利の重要性を学んだ。今後も継続して周知、啓発していく必要がある。	継	→	市民協働課	B
	b	女性の健康の保持・増進を促し、女性が自己の健康管理を行えるよう、女性のライフステージに対応した課題について、健康教育、知識の普及・啓発、健康相談、保健指導を行い支援します。	≪健康相談等事業≫ ・センター来所者や電話相談等、随時相談を行った。	当課が対象とする年齢層は、乳幼児から高齢者まで幅広いため、あらゆる場面、機会を捉えて必要な相談等を行った。	継	→	健康推進課	B

施策2 あらゆる暴力を防止・根絶する

計画項目	取り組みの概要	平成29年度			担当課	評価	
		実績	成果/課題	次年度			方向性
① 多様化する暴力からの被害者保護・支援についての啓発を充実する	DV被害者支援専門研修会及びデートDV防止講座を開催し、DVからの被害者保護・支援についての啓発を充実します。	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デートDV防止講座 演題 「デートDV予防啓発に関する取組～教育現場に必要なこととは～」 講師 NPO法人 SEAN 事務局長 遠矢 家永子 氏 日時 平成29年8月3日(木) 13時30分～15時00分 場所 男女共同参画センター 参加者 43名 (小学校・中学校・高等学校教諭、幼稚園・保育園園長、市職員) 内容 デートDVの基礎知識について <ul style="list-style-type: none"> ・相談業務関係窓口担当者連絡会への研修案内(デートDV防止講座と併せて開催) ※市の窓口に来た相談者に対し、その相談内容に応じた相談窓口で適切な対応ができるよう、担当部署の枠にとどまらず連携し、相談業務の資質向上を図ることを目的とした会。 <構成機関:生活安全課、地域福祉課、健康推進課、児童家庭課、子育て総合支援センター、長寿健康課、市民協働課> 	<p>デートDVの被害者が相談機関とより繋がりがやすくなるため、デートDV講座を実施し、デートDVに関する理解を深めた。幼児が将来被害者、加害者になることを防ぐため保育士、現在の被害の早期発見のため教員をそれぞれ対象者とした。</p> <p>今後もより一層の啓発活動に取り組みたい。</p>	継	→	市民協働課	B
② 相談体制を充実し、被害者への支援を行う	男女共同参画に関する様々な相談に応じられる窓口の充実を図ります。また、複雑多様化する相談内容に対応するため、各相談機関との連携を密にし、相談体制を充実させ、被害者への支援を行います。	<p>《相談事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員2名→1名 相談員の退職のため ・相談日 8月31日まで 毎週月～木、土曜日 8時30分～17時15分 毎週 金曜日 8時30分～20時00分 9月1日から 毎週月～木、第2・第4・第5金曜日、第2・第4土曜日 8時30分～17時15分 第1、第3 金曜日 11時15分～20時00分 相談総件数164件(うちDV10件) ・関係機関との連携を実施 ・相談業務関係窓口担当者連絡会への研修案内を実施 	<p>相談員が2名から1名となったため、夜間及び土曜日の相談は隔週に変更となったが、関係機関との連携を密にすることにより、相談者の悩みに応じて迅速な対応を行った。</p> <p>今後も関係機関との連携をより一層密にし、さらなる相談体制の充実を図りたい。</p>	継	↗	市民協働課	B

③ 通報体制を確立し被害者を保護・救済する	a	複雑多様化する相談内容に対応するため、各相談機関との連携を密にし、通報体制を確立します。	≪相談事業≫ ・二州健康福祉センター、敦賀警察署等と連携して実施	相談の内容によって適切な関係機関を判断し、迅速な対応を行った。 今後もそれぞれの役割を認識して早急な問題解決に努める。	継	→	市民協働課	B
	b	DV被害者を保護・救済するため、通報体制を確立し、関係部署の連携を図ります。	≪関係部署の連携≫ ・関係機関の情報を収集し、必要に応じて弁護士事務所や地域包括支援センター等への同行支援を行った。	連携強化によって、迅速な対応ができた。今後もより一層関係機関との連携を充実させたい。	継	→	市民協働課	B
④ DVやデートDV、子どもや高齢者などへの暴力などを防止する	a	DV被害者支援専門研修会及びデートDV防止講座を開催し、デートDVや子どもへの暴力などの被害防止や被害者保護・支援についての啓発を充実します。	≪男女共同参画推進事業≫ ・デートDV防止講座 演題 「デートDV予防啓発に関する取組～教育現場に必要なこととは～」 講師 NPO法人 SEAN 事務局長 遠矢 家永子 氏 日時 平成29年8月3日(木) 13時30分～15時00分 場所 男女共同参画センター 参加者 43名 (小学校・中学校・高等学校教諭、幼稚園・保育園園長、市職員) 内容 デートDVの基礎知識について ・相談業務関係窓口担当者連絡会への研修案内	デートDVについて学び、被害、加害の未然防止及び被害者支援の必要性を学んだ。 啓発に繋げるため、今後も講座や研修の開催に取組む必要がある。	継	→	市民協働課	B
	b	複雑多様化する相談内容に対応するため、各相談機関との連携を密にし、相談業務の強化にあたります。 特に、相談者または関係機関からの情報により、二州健康福祉センター等と連携し、デートDVや子どもへの暴力など若年層の被害を防止します。	≪相談事業≫ ・相談者又は関係機関からの情報により、二州健康福祉センター等と連携して実施 ・要保護児童対策地域協議会参加10回 ・地域包括支援センターとの連携	関係機関との連携を密にすることにより、相談者の悩みに応じて迅速な対応ができた。 迅速な対応をするために、より一層関係機関との連携を密にすることが必要である。	継	→	市民協働課	B

④ DVやデートDV、子どもや高齢者などへの暴力などを防止する	b	同上	≪高齢者権利擁護連絡協議会≫ ・代表者会議 年2回 ・実務担当者会議 年2回 ≪高齢者虐待への対応≫ ・対応実件数 39件 ≪高齢者虐待の普及啓発≫ ・広報つるが3月号に特集記事を掲載	地域包括支援センターが中心となり、関係機関と連携し高齢者虐待への対応を行った。協議会では、事例検討や高齢者の権利擁護に関する課題の協議を行い、関係機関との連携に努めた。 市民に対しては広報紙により、高齢者虐待に関する普及・啓発に努めた。 今後も関係機関との連携強化、市民への普及啓発に努め、高齢者の権利擁護の推進に取り組んでいく。	継	→	長寿健康課	B
	c	要保護児童の早期発見及び適切な保護、さらに、要支援児童等の適切な支援を行うため、要保護児童地域対策協議会の運営や児童虐待の予防、早期発見・対応のための啓発活動を行います。	≪要保護児童対策地域協議会≫ ・代表者会議 年1回 ・実務者会議 年10回 ・個別ケース会議 年26回 ・虐待防止研修会 年1回	実務者会議や個別ケース会議において関係機関内で情報を共有し、必要な支援内容や方向性を協議するとともに、役割分担をし連携しながら継続的な支援を行った。実務者会議や個別ケース会議が円滑に運営されるよう各機関の代表者による代表者会議も開催した。 1機関で対応するには困難なケースも多く、要保護児童対策地域協議会を中心に、必要時、関係機関との連携を図った。	継	→	児童家庭課	B
	d	広報紙にて、虐待を予防するためにできることや虐待通告が義務であること等を周知するとともに、通報先を掲載します。	≪児童虐待についての広報活動≫ ・広報敦賀掲載 年1回	児童虐待防止推進月間(11月)に合わせ、11月発行の広報敦賀12月号に特集記事を掲載。また、市役所市民ホールに啓発パネル、モニュメントを設置し来庁者に周知を図った。	継	→	児童家庭課	B
	e	家庭における適正な児童養育、児童福祉の向上のため相談体制の充実を図ります。	≪家庭児童相談室運営事業≫ 児童虐待専門機関での研修等を受講した。 保健師1名、臨床心理士2名、家庭児童相談員2名配置	児童虐待専門機関での研修等を受講し、専門知識の向上を図った。	継	→	児童家庭課	B

基本課題（2）人権尊重の教育を推進する

人権尊重の意識啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層において重要となります。
 特に、子どもの頃からの取り組みが高い成果を得られるため、次代を担う子どもたちが、健やかに、そして個性と能力を発揮できるよう、学校などと連携していきます。
 また、生涯学習の場においても人権尊重の啓発を進め、市民が人権尊重について学べる機会を充実させます。
 さらに、「交流拠点都市 敦賀」として多様な価値観の人々と交流できる特性を活かし、国際交流の場を通じて人権尊重を推進します。

男女共同参画審議会 評価コメント

- ・講座の開催日は、受講者が受講しやすい日時を検討すると良い。
- ・人権教育は、男女共同参画の基礎となるものであるから、機会ある毎に広く啓発に努めて欲しい。
- ・暴力防止について子どもの頃から啓発することが望ましい。

施策3 人権に関する教育を推進する

計画項目	取り組みの概要	平成29年度				担当課 評価	
		実績	成果/課題	次年度	方向性		
① 人権を尊重した多様な教育を実施する	a 小中学校における人権教育推進計画に則り、一人一人の人権を尊重した教育を実施します。	≪小中学校における人権を尊重した教育の実施≫ ・各小中学校において、平成29年度人権教育推進計画を策定し、人権教育目標、各教科における人権教育の取組、教職員の研修等の計画を定め、人権を尊重した教育を実施した。	道徳以外の教科においても人権に関する教育を実施することができた。 教職員の研修を通して、気がかりな児童生徒について情報交換会を設けるなどして共通理解を持ち、児童一人一人の選択肢が広がるようにできた。	継	→	学校教育課	B
	b 中学生、高校生、大学生といった若年層を対象に、デートDV防止等の人権尊重を啓発します。	≪男女共同参画推進事業≫ ・敦賀市内中学校(5校)高校(3校)へデートDV防止、相談窓口案内の啓発ポスター及び啓発冊子を配布	各学校へ啓発ポスター及び啓発冊子を配布することにより、若年層への啓発を行った。また学校と連携することができた。 若年層への啓発活動を行うためにも、継続して学校との連携が必要である。	継	→	市民協働課	B

② 教職員・児童・生徒の悩み相談等を充実する	a	様々な環境的要因により学校生活に不適應を起こしている児童・生徒及び保護者との関わりを持ち、環境改善するためのスクールソーシャルワーカーを配置します。	<p>《ソーシャルワーカー配置事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な環境的要因により学校生活に不適應を起こしている児童・生徒及び保護者との環境改善を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を行った。 配置人数1名、市内小中学校等への訪問件数188回 	<p>各校を定期訪問し、教員等から直接、初期の段階で気がかりな児童生徒の情報を把握することができた。</p> <p>初期の段階から気がかりな児童生徒の情報を把握し、その後の解決あるいは未然防止において迅速かつ適切な対応ができた。</p>	継	→	学校教育課	B
	b	市内の小中学校に在学する不登校の児童・生徒や保護者、その他特別な事情のある者に教育相談、訪問指導、適応指導等、不安解消に向けた相談を行います。	<p>《ハートフル・スクール管理運営事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーや指導員により、個別カウンセリング、集団指導等の適応指導及び自然体験や社会体験で自立性や意欲を高めるとともに、各校への訪問指導や保護者への教育相談を行った。 ・いじめの早期発見、早期対応、未然防止等の対応を図るため、相談員を配置し、電話相談及び関係機関と連携した支援活動を行った。 電話・メール相談 263件、面接相談192件 	<p>個別カウンセリング・集団指導等の適応指導及び自然体験や社会体験で自立性や意欲を高めると共に、各校への訪問指導や保護者への教育相談指導を行い、集団への適応力を培うことができた。</p> <p>積極的に学校等を訪問し、児童生徒の不安解消に適應した相談事業を実施し、児童生徒の不安解消の大きな助けとなった。</p>	継	→	学校教育課	B
③ 個人の意思や個性を尊重した進路指導を行う	a	小中学校におけるキャリア教育を推進します。小学校では、様々な職業の見学や体験を通じ、働くことを意識したカリキュラムを設定します。中学校では、希望する職業を実際に体験する社会体験活動を実施し、自ら進路を考えるきっかけとします。	<p>《小中学校における進路指導等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校では、様々な職業の見学や体験を通じ、働くことを意識したカリキュラムを設定した。 ・中学校では、希望する職業を実際に体験する社会体験活動を実施し、自ら進路を考えるきっかけとした。 	<p>小学生が様々な職業の見学や体験をすることができた。</p> <p>中学校2年生を対象に希望する職業を実際に体験する社会体験活動事業を実施し、自ら進路を考えるきっかけとなった。</p>	継	→	学校教育課	B

④ 子どもの頃からの男女共同参画の理解を推進する	a	中学生、高校生、大学生といった若年層を対象に、デートDV防止講座を開催し、男女共同参画の理解を推進します。	≪男女共同参画推進事業≫ ・デートDV防止講座 演題 「デートDV予防啓発に関する取組～教育現場に必要なこととは～」 講師 NPO法人 SEAN 事務局長 遠矢 家永子 氏 日時 平成29年8月3日(木) 13時30分～15時00分 場所 男女共同参画センター 参加者 43名 (小学校・中学校・高等学校教諭、幼稚園・保育園園長、市職員) 内容 デートDVの基礎知識について	将来のDV被害者・加害者を減らすため、今後も若年層への啓発活動に取り組む必要がある。 被害者、加害者になりうる子どもたちと日々接する大人が子どもたちと隣り合わせの危険について学び正しい知識を得ることにより、若年層の被害、加害の未然防止につなげることができた。	継	→	市民協働課	B
--------------------------	---	---	---	--	---	---	-------	---

施策4 生涯学習などで人権尊重・平等の啓発を推進する

計画項目	取り組みの概要	平成29年度				担当課 評価	
		実績	成果/課題	次年度	方向性		
① 男女平等などの考えを共有できる講座を開催する	a	<p>市民や男女共同参画推進員等を対象に講座や研修会を開催し、男女共同参画推進のため、男女が同じ考えを共有できる講座を開催します。</p> <p>《男女共同参画推進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民対象講座開催 日時 平成30年2月8日(木)開催予定であったが大雪のため中止 ・地域推進員、事業所推進員研修会 演題 「福井県の地域特性と男女共同参画～みんなで考えよう！福井の女性・男性のこと～」 講師 福井県立大学社会福祉学科 教授 塚本 利幸 氏 日時 平成29年6月28日(水) 13時30分～15時30分 場所 男女共同参画センター 参加者 69名(うち推進員64名) 内容 データとグラフを用いた男女共同参画の基本について ・事業所推進員研修会 演題 「社員のやる気と業績アップと人材採用。一石三鳥の『ワークライフバランス』」 講師 NPO法人ワークライフバランス北陸 専務理事 受川 寛 氏 日時 平成29年10月11日(水) 13時30分～15時30分 場所 市立図書館 参加者 32名(うち推進員26名) 内容 意見交換を交えながらワークライフバランスを企業が取り組むメリットについて 	<p>市民対象講座は大雪で実施できなかった。男女が同じ考えを共有するように広く男女共同参画の意識啓発を行うために、継続して市民公開講座を開催する必要がある。</p> <p>地域推進員、事業所推進員対象の研修会では、男女共同参画の基本を学ぶことができた。事業所推進員研修会では、事業所内の女性の活躍について学ぶことができた。また、参加者間で意見交換をすることができ、それぞれの事業所の男女共同参画の取り組みについて情報共有することができた。</p> <p>講座や研修を開催する際は、より多くの方に参加してもらえるように開催時期を考える必要がある。</p>	継	→	市民協働課	B
	b	<p>市民一人一人の人権意識を高揚し、認識を深めていただくために、生涯学習に係る各施設(生涯学習課、図書館、少年自然の家、各公民館など)における指導的立場にある者、新採用職員等が参加し、講演とワークショップ(体験的参加学習)を行います。</p> <p>《生涯学習センター職員研修会》</p> <p>9月6日に「生涯学習センター」にて実施。生涯学習センター関係職員14名が参加。タイトル「そんなの気にしない」のDVD視聴。その後「うれしい言葉、いやな言葉」とのテーマで体験的参加型学習を行った。</p>	<p>DVD視聴の後、参加体験型研修としてうれしくなる言葉といやな言葉の共通点を班ごとに考え、自分にできる行動へとつながる研修を行った。</p> <p>参加者が職場で「指導者」になれるか、また市民に広げられるかが課題。</p>	継	→	生涯学習課	B

① 男女平等などの考えを共有できる講座を開催する	c	人権に関して指導的立場にあるものが、持つべき人権感覚の醸成と子どもの人権、同和問題等の知識普及の取り組みを図るため、講習会を開催します。	<p>《敦賀市人権教育指導者研修会》 11月29日に「プラザ萬象」にて実施。教員、市職員、ハローワーク職員など116名が参加。演題「人権と同和問題～現状と課題～」で講演を聴いた。</p>	<p>美浜町の人権啓発活動の歴史や現状を知り、今なお残る結婚差別や就職差別について学び、本市でできることについて考えた。 本講習会で得た、人権感覚の知識をどのように普及するかが課題。</p>	継	→	生涯学習課	B
② 多様な選択を可能にする教育、能力開発、学習機会を充実する	a	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画関係図書の閲覧及び貸出を実施します。	<p>《男女共同参画関係図書の閲覧及び貸出》 ・男女共同参画関係図書の閲覧及び貸し出しを実施 平成29年度新刊 3冊購入 ①「ルポ保健室」 秋山 千佳(朝日新書) ②「見えない売春の現場」 坂爪 真吾(ベスト新書) ③「モラハラ環境を生きた人たち」 谷本 恵美(而立書房) ・貸し出し図書についてホームページにてPRを行った。</p>	<p>図書の貸し出しを行うことにより、男女共同参画を学ぶ機会を増やすことができた。 図書の新刊は来館者の目につきやすい場所の設置を検討して、さらなる啓発活動に努める。</p>	継	→	市民協働課	B
	b	生涯学習のまちづくりを推進するため、市民の多種多様な学習要求に応えるとともに、自主的で活発な学習活動が展開されるよう、学習機会の拡充と内容の充実を図ります。	<p>《主催事業の開催と自主学習の支援》 ・主催講座(英会話、中国語、韓国語、ペン字・筆ペン、バイオリン、チョークアート、マジック) 194回 2,796人参加(生涯学習センターにおいて開催) 自主学習教室認定 98教室 1,529人</p>	<p>市民の学習の場を提供するとともに、今後も継続して学習できるよう様々な講座を開講した。 主催講座は「きっかけづくり」の場として行うことを目的としているが、その次へステップされる方が少ないことが課題。</p>	継	→	生涯学習課	B
	c	市民の学習、情報交換の拠点施設として、市民の要望に応えながら、十分な資料や情報を収集・提供します。 また、図書資料を計画的に整備し、きめ細かな蔵書の充実にも努めながら、市民の利用を促進します。	<p>《図書館・視聴覚ライブラリーの充実》 ・市民の要望による図書やDVD・CDを購入し、一般書架へ配架するとともに、視聴覚ライブラリーの充実を図った。 ・寄贈図書選定時に、「女性の人権の尊重並びに地位向上を表現した図書」の選定も考慮した。 平成29年度 蔵書受入冊数 6,535冊(寄贈等含) 平成29年度 DVD・CD受入本数 58本(寄贈等含)</p>	<p>「生涯学習の知の拠点」更に「まちづくりの拠点」としての機能を加えて、資料や情報を収集・提供した。 今後も、図書資料を計画的に整備し、蔵書の充実を図る。</p>	継	↗	図書館	B

<p>③ 国際交流の場で人権尊重を学ぶ機会をつくる</p>	<p>a 国際交流イベントの開催及び参加を通じて、異文化への理解を深める機会を創出し、多文化共生に向けた啓発を実施します。</p>	<p>《国際交流団体活動支援事業》 ・イベントの開催及び参加を通じて、異文化に対する理解を深める機会とした。 ・「REINAN国際交流のつどい2017」への補助及び参加（10月29日開催 来場者 約300名）</p>	<p>嶺南地域の地域住民、在住外国人、国際交流関係団体が一堂に会し、各国の文化体験やダンス・運動などの活動を共に行うことで、異文化理解のきっかけを作ることができた。 今後は、地域住民と在住外国人との間の交流が一層図れるような取り組みもイベント内で実施していく必要性を感じる。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>人道の港発信室</p>	<p>B</p>
-------------------------------	---	--	--	----------	----------	----------------	----------

基本課題（3）個人の生き方や意思が尊重され活力ある地域社会をつくる

男女共同参画審議会 評価コメント

個人の生き方や考え方が多様化する中で、制度や慣行にとらわれず、自由な活動の選択肢が尊重される社会の実現が不可欠です。

しかし、結婚や出産により仕事を続けられない、また、仕事を続けるために結婚や出産が実現できないという困難が現実としてあり、地域の活力低下を招いています。

こうした、結婚や出産、就労における課題を解決し、個人が自らの意思で結婚や出産、就労ができるようになることで、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現し、地域の活性化に繋げていきます。

・結婚、出産により家族が増えることは地域の活性化につながると思うので、今後も取り組みを継続してほしい。

施策5 結婚や出産、就労における困難を取り除く

計画項目	取り組みの概要	平成29年度				担当課 評価	
		実績	成果/課題	次年度	方向性		
① 結婚や出産、就労について、個人の意思を尊重し、地域活性化に繋げる	a 結婚や出産、就労を支援する団体・グループへの情報提供や必要とする支援を実施します。	≪市民協働・NPO等活動推進事業≫ ・結婚相談事業に係るチラシを館内及び市民ホールに設置し、周知を行った。 ≪男女共同参画推進事業≫ ・結婚相談事業を実施する団体に対し施設の提供等、必要となる支援を行った。	広く市民への周知に貢献した。 年間を通じて相談場所を提供することで定期的な相談事業を開催することができた。 また、結婚相談に関する問い合わせがあったので、結婚相談事業を実施する団体を紹介した。	継	→	市民協働課	B

基本目標 2 男女共同参画のための生活環境を整える

生活面でのワーク・ライフ・バランスを実現するために、必要な環境づくりを行います。
 ライフスタイルが多様化する中で、一人ひとりの個性と能力を十分発揮した生活を送るためには、家庭や地域といった生活環境においても、これまでの固定的な性別役割分担の意識にとらわれない考え方が重要です。
 家庭においては、性別にとらわれない役割分担を行い、特に、家事や子育て、介護などと仕事との調和を図ります。
 また、市民のボランティア活動等への参加意識が高まる中、地区コミュニティや市民活動等の主体的に活動する場で、男女共同参画を推進します。

基本課題 (4) 家庭における男女共同参画を進める

生活面でのワーク・ライフ・バランスを実現するために、家庭における固定的な性別役割分担の意識を解消し、お互いの意思を尊重するよう啓発を行います。

男女共同参画審議会 評価コメント

- ・企業は経営の観点から、人件費を抑制し、一人の人間に仕事の負荷がかかる事例がある。ワーク・ライフ・バランスは企業にとって重要な課題である。
- ・育休が取得しやすい風潮に少しでも改善すると良い。
- ・ワーク・ライフ・バランスへの理解を深めると良い。

施策6 性別にとらわれない役割分担を行う

計画項目	取り組みの概要	平成29年度				担当課 評価	
		実績	成果/課題	次年度	方向性		
① ワーク・ライフ・バランスについて啓発を行う	男女共同参画推進員(事業所推進員)を対象に研修会を開催し、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。	≪男女共同参画推進事業≫ ・事業所推進員研修会 演題 「社員のやる気と業績アップと人材採用。一石三鳥の『ワークライフバランス』」 講師 NPO法人ワークライフバランス北陸 専務理事 受川 寛 氏 日時 平成29年10月11日(水) 13時30分～15時30分 場所 市立図書館 参加者 32名(うち推進員26名) 内容 意見交換を交えながらワークライフバランスを企業が取り組むメリットについて	ワークライフバランスやワークライフバランスに取り組むメリットについて学ぶことができた。また、参加者間で意見交換をする時間を設けたので、それぞれの事業所の男女共同参画の取り組みについて情報共有することができた。ワークライフバランスに取り組む事業所が少しでも増えるように、促していく必要がある。	継	→	市民協働課	B

② 家事や子育て、介護についての負担を性別に関係なく夫婦や家族で話し合っ 合って決める	a 家族や夫婦でよく話し合い、家事を分 担しましよ う。	《市民の取 り組》 —	—	—	—	—	—
--	---------------------------------------	-----------------------	---	---	---	---	---

基本課題（5）子育てにおける男女共同参画を推進する

男女共同参画審議会 評価コメント

子育て支援について、行政、家庭、地域が一体となって推進します。
 特に、子育てにおける女性の役割が大きい現状に対して、女性や子どもの健康維持を図るとともに、子育てについて男性の役割を積極的に考える機会を提供します。
 また、子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスや児童の放課後対策等を充実します。
 さらに、自立した生活環境を実現するため、貧困など生活上の困難に直面する男女に対し支援を行います。

・共働き家庭が多い今、家庭においても男性の協力が求められるため、男女ともに参加できる講座は男性の家事・育児参画のために効果が期待できる。
 ・各種事業や講座等への父親参加は素晴らしいので、今後も積極的に男性の参加を促進してほしい。
 ・おおまかには取り組まれているが、子育てにおいて補助ではなく、共に担うという男性の意識改革を図ることが重要である。

施策7 行政、家族、地域により子育てを支援する

計画項目	取り組みの概要	平成29年度				担当課 評価		
		実績	成果/課題	次年度	方向性			
① 周産期等における健康診査や子育ての相談、乳児健康診査などを実施する	a	1歳6か月児・3歳児を対象に健康診査を実施し、疾病や障がいを早期に発見し、治療や療育につなげるとともに、保護者のストレスや育児不安に対して必要な支援を行います。	≪1歳6か月児健診・3歳児健診事業≫ ・健康センターで集団健診を実施。 受診者数及び受診率 1歳6か月児健診 534人(97.4%) 3歳児健診 574人(98.1%)	1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を実施した。疾病や障がいを早期に発見すると共に、支援の方向性を明らかにし、自機関で対応困難な場合は、適切な機関へつないだ。母親が仕事や産後などで対応が困難な場合は、父親の参加もみられた。	継	→	健康推進課	B
	b	子どもたちが健やかに育つための環境づくりの充実強化を図るため、関係機関との連携を図りながら総合的な支援を行います。	≪すこやか育児サポート事業≫ ・母子健康手帳の交付 518冊 ・妊婦等対象セミナー 92人 ・離乳食セミナー 201人 ・7か月児すくすく相談 438人 ・妊産婦・乳幼児等訪問指導 延1,288件(助産師の新生児等訪問含む)	助産師、保健師が母子健康手帳交付時の面接においてハイリスク妊婦を把握し、その後の継続支援につなげることができた。 妊婦対象のセミナーでは、夫婦揃って参加するケースが増えており、夫の育児参加への意識が高まっている印象を受ける。	継	↗	健康推進課	B
	c	産後、不安のある方を対象に助産師による24時間対応で、必要なケアと保健指導を行います。	≪産後ケア事業≫ ・利用人数 4名 利用日数 21日間	産後、育児不安や支援者の不在等の理由から、必要なケースに対し、助産所や病院にて24時間体制で必要なケアや保健指導を行った。利用可能な施設が増えたことで、対象者が利用機関を選択でき、より適した施設で必要なケアを受けることができた。	継	→	健康推進課	B

① 周産期等における健康診査や子育ての相談、乳児健康診査などを実施する	d	母子ともに健全な状態で妊娠、出産することができるよう、妊娠中に必要な健康診査を行います。	≪妊婦健康診査事業≫ ・妊婦一般健康診査 6,703回 ・初期血液検査 517回 ・子宮頸がん健診 518回 ・HTLV-1抗体検査 509回 ・性器クラミジア検査 524回	県内医療機関において個別健診を実施した。医療機関との連携を図りながら、情報共有し、継続支援が必要なケースへの切れ目ない支援を行っていききたい。	継	→	健康推進課	B
	e	乳児を対象に健康診査を実施し、病気の予防と早期発見及び健康の保持増進を図ります。	≪乳児健康診査事業≫ ・県内医療機関委託による個別健診を実施受診者及び受診率 ・1か月児 529人(95.8%) ・4か月児 554人(101.1%) ・9～10か月児 531人(95.2%)	県内医療機関において個別健診を実施した。少しでも不安が少なく、また、困った時にどこに相談すればよいのかがわかり、保護者自身で解決する力をつけることができるような支援を行っていききたい。	継	→	健康推進課	B
	f	2～3か月児を対象に助産師による親子のマッサージや育児相談を実施し、母親のストレス解消や仲間づくりの支援を行います。 毎月、未就園児を対象に身体計測や保健師による健康診断を実施し、育児支援を行います。 栄養士による食育講座を行い、離乳食や栄養に関する不安を解消し、食に対する意識向上を図ります。	≪地域子育て支援センター事業≫ ・ベビーすこやかセミナー 毎月2回開催 対象者 生後2～4か月の乳児 参加延べ組数 192組 ・すくすく健康相談 毎月2回開催 参加者延べ組数 921組 (総合) ・計測ぐんぐん 毎月1回開催 参加者延べ組数 664組 (栗野) ・食育講座 毎月1回開催 参加者延べ組数 108組	ベビーすこやかセミナーでは、助産師、保育士が育児相談に対応し母親のストレス解消、母親同士の情報交換、仲間づくりを支援することができた。 すくすく健康相談では、保健師、栄養士、保育士が身体計測、育児相談に対応し、育児の不安の解消を図った。 食育講座では、乳幼児の栄養面や食に関する不安の解消を図った。また食に対する意識の向上を支援することができた。	継	→	子育て総合支援センター	B

② 子育てにおける父親の役割を考える講座を開催する	a 男性の家事・育児支援講座を開催し、子育てにおける父親の役割を考える機会を提供します。	≪男女共同参画推進事業≫ ・男性の家事・育児支援講座を開催 演題 「Let's クッキング!!家族にクリスマスをとどけよう☆」 講師 篤田 洋美 氏 日時 平成29年12月16日(土)13時30分～15時30分 場所 男女共同参画センター 参加者 21名(父親9名、子12名)親子9組	父親の家事・育児参画を図ることができた。父親の家事・育児参画の姿を子どもに見せることができ、参加した子どもの男女共同参画意識形成に良い効果を与えた。 少しでも多くの方に啓発できるよう事業内容を検討する必要がある。	検	→	市民協働課	B
	b 毎週土曜日に「パパと遊ぼう」を実施します。	≪地域子育て支援センター事業≫ 毎週土曜日開催 ・開催日数 98 回 総合 49回、栗野 49回 ・パパ参加人数 378人 総合 152人 栗野 226人 ・平均参加者数 3.85名 総合 3.10人/回 栗野 4.61人/回	パパが参加しやすいひろば環境になるよう工夫した。 ひろば利用の周知・啓発に努める。	継	→	子育て総合支援センター	B
③ 子育て支援ネットワーク活動など、地域全体で子育てを支援する	a 交流の場の提供・交流促進や、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を実施します。 地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう個別ニーズの把握、関係機関との連絡調整・連携、協働の体制づくり等の利用者支援事業を組み合わせ、さらに機能強化を図ります。	≪地域子育て支援拠点事業≫ ・子育てひろば 延べ利用人数 総合 25,287人 栗野 24,191人 ・子育て関連情報や知識を提供し、育児相談を実施した。 相談件数 ひろば 1,104件 電話 17件 ・公立保育園対象のマイ保育園事業で、保護者支援を行った。 登録数 77人 登録妊婦数 1人 参加数 353人 ・公・私立保育園対象の一日体験保育事業で、保護者支援を行った。 参加数 196組	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習会等を行った。 保育園と子育て総合支援センターが連携し、マイ保育園登録事業を行った。一日体験保育で未就園児の保育体験、子育てに関する情報提供等、子育て支援を行った。 子育て総合支援センター、栗野子育て支援センターの子育てひろばを開設し、子育て親子の交流を促進し、育児不安等の解消を行った。	継	→	児童家庭課	B
	b 保育園で地域・世代間交流を深め、児童の健全育成を図ります。	≪保育所地域活動事業≫ ・各保育園にて実施	地域開催のイベントに積極的に参加した。また、お年寄りや小中学生、地域の人々と交流を持ち、地域活動の充実を図った。	継	→	児童家庭課	B

③ 子育て支援ネットワーク活動など、地域全体で子育てを支援する	c	妊婦や未就園児の親子等が身近な保育園に登録することにより、出産前から入園までの間、特に不安の多いこの時期に保育士等が継続的な子育て支援に応じます。また、通常保育園内において保護者と保育士の間で相談援助を行います。	≪マイ保育園登録事業≫ 登録人数 77人、登録妊婦数 1人、参加数 353人	妊婦や母親等が身近な保育園に登録することにより、出産前から入園までの間、特に不安の多いこの時期に保育士等が継続的な相談業務に応じ不安解消を図った。 また、通常保育園内において保護者と保育士の間で相談業務に応じ不安解消を図った。	継	→	子育て総合支援センター	B
	d	子育て中の親子が利用しやすいように、市内7ヶ所に出向いて、出張子育てひろばを実施します。また、地域のひろばに、ボランティアの参加を呼びかけます。子育てサークルに対し活動場所を提供します。	≪地域子育て支援センター事業≫ ・出張すくすくひろば 参加延べ人数 3,063 人 ボランティア延べ人数 84人(子育て総合支援センター) 32人(粟野子育て支援センター)	市内7か所に出向いて出張子育てひろばを実施し、子育て中の親子の参加促進を図った。地域のひろばについては、ボランティアの参加を継続して呼びかける。子育てサークルに活動場所の提供を行った。	継	→	子育て総合支援センター	B
	e	児童文化センターにおいて、親子で製作や遊びを体験する中で、子どもの発達を促し、親同士の交流を深めて子育てを楽しんでもらいます。	≪親子なかよしひろば≫ 「親子なかよしひろば」を開催した。 開催数 年12回実施 対象者 主に未就園児とその保護者 参加人員 幼児200名 保護者169名	季節行事や運動遊びを通し、集団の中で親子の絆を深めながら個々の発達を助長し、友達とのつながりや親同士の交流を深めた。 参加児童の年齢が1、2歳と低年齢化の傾向が見られることから、低年齢児に合わせた内容の取り組みも行った。	継	→	児童文化センター	B
	f	児童文化センターにおいて、親子が気軽に集い、交流、育児相談等を行う場を提供します。	≪関係団体の活動への支援≫ ・おやこきりりん広場等の団体に活動の場を提供した。 団体 4団体 利用回数 107回 利用人数 2,986人	子育てサークル等へ親子が気軽に集い、交流、育児相談等を行う活動の場を提供した。活動後、当施設を利用して遊ぶなど相乗効果があった。	継	→	児童文化センター	B

④ 子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスを実施する	a 多様化・複雑化・深化する保育ニーズに対応するため、様々な保育サービスを提供し、子育てしやすい環境整備を推進します。	≪保育サービスの充実≫ ・公立保育所11か所、私立保育所8か所、私立認定こども園4か所、地域型保育事業2か所 ・平成29年4月1日時点 2号認定 1,319人・3号認定 594人 ・平成30年3月1日時点 2号認定 1,334人・3号認定 698人	保護者の幅広いニーズや就労形態の多様化にこたえ、保育の必要性の認定、給付を行った。	継	→	児童家庭課	B
⑤ 児童の放課後対策を実施する	a 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を用意しその健全育成を図ります。 小学校6年生までの受入れ拡大を順次進めます。	≪放課後児童健全育成事業≫ 17か所 835人	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を用意しその健全育成を図った。	継	→	児童家庭課	B
	b 安全、安心な活動場所を確保し、家庭・学校・地域が一体となって、児童に学習や様々な体験、交流活動の機会を提供するために放課後子ども教室等を推進します。	≪放課後地域子ども教室推進事業≫ 平日の放課後又は週末、長期休暇期間中に開催 9地区公民館において開催 273回 2,882名参加	南小学校区及び栗野南小学校区の児童を対象に、授業終了後、適切な遊び場や生活の場を提供し、児童の健全育成を図り、保護者が安心して就労できるように支援した。 参加した児童の学習や体験、交流の場として、9地区の公民館にて、様々な教室を開催することができた。 学校から遠い公民館もあり、参加する児童が少ないことが課題。	継	→	子育て総合支援センター	B
				検	→	生涯学習課	B

施策8 自立した生活環境をつくる

計画項目	取り組みの概要	平成29年度				担当課 評価		
		実績	成果/課題	次年度	方向性			
① 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援をする	a	<p>児童扶養手当の給付や母子家庭等への医療費助成等を行い、経済的負担を軽減します。</p>	<p>《ひとり親家庭への支援事業》 経済的負担を軽減する各事業を実施した。 ・児童扶養手当支給事業(年3回支給) ・母子家庭等医療費助成事業(毎月) ・母子家庭等福祉資金貸付事業(随時)</p>	<p>児童扶養手当の給付等により、ひとり親家庭の経済的負担を軽減した。</p>	継	→	児童家庭課	B
	b	<p>就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品購入費等の補助を行います。</p>	<p>《就学援助事業》 経済的理由により就学困難な児童248名と生徒180名の保護者に対し、就学援助を行った。 さらに、平成30年度入学者の保護者のうち、就学困難な入学前児童65名と入学前生徒52名の保護者に対し、入学前準備に係る就学援助を行った。 また、就学援助費の口座振込を開始した。</p>	<p>就学援助を行うことによって、就学困難な児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、児童生徒の就学機会を確保することができた。</p>	継	→	学校教育課	A
② ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、相談活動や就職支援などを行う	a	<p>母子家庭の母又は父子家庭の父の早期自立を目指し、就業に結びつきやすい看護師や介護福祉士等の資格を取得する期間の経済的負担の軽減を図ります。 また、資格取得のための講座受講費用の一部を支給します。 さらに、ひとり親家庭が日常生活において一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった場合に、支援を図ります。</p>	<p>《ひとり親家庭への自立支援事業》 ・高等職業訓練促進給付金受給者 1名</p>	<p>ひとり親家庭の早期自立を目指し、就業に結びつきやすい資格を取得する期間の経済的負担の軽減を図った。</p>	継	→	児童家庭課	B
	b	<p>ひとり親家庭の状況を把握し、母子・父子自立支援員を中心として就労相談等を行います。</p>	<p>《子育て等の相談への対応》 ・母子・父子自立支援員(1人)</p>	<p>母子・父子自立支援員を中心とした就労相談を実施し、また、敦賀公共職業安定所との連携を図った。</p>	継	→	児童家庭課	B

<p>② ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、相談活動や就職支援などを行う</p>	<p>c</p> <p>安心して相談ができるように、相談窓口、相談電話を設置します。 また、保育士が常時相談に応じると共に、必要な情報を提供し、働きながら安心して子育てができるよう支援します。</p>	<p>《地域子育て支援センター事業、利用者支援事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 <p>地域子育て支援センター事業 面接相談 1,104件 電話 17 件</p> <p>利用者支援事業 面接相談 209 件 電話 25 件</p>	<p>利用者支援窓口、相談電話を設置し、安心して相談ができる環境を整えた。 保育士が常時相談に応じると共に、必要な情報提供を実施した。 働きながら安心して子育てができるように支援した。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>子育て総合支援センター</p>	<p>B</p>
--	--	---	--	----------	----------	--------------------	----------

基本課題（6）高齢者や障がい者福祉・介護における男女共同参画を推進する

男女共同参画審議会 評価コメント

高齢者や障がい者がいきいきと安心して暮らすためには、生活面での環境整備と自立支援が重要です。

そこで、住み慣れた地域や自宅での生活が続けられるサービスを提供するとともに、特に、介護等の相談活動や情報提供を充実させます。

- ・高齢者や障がい者のための環境整備や充実したサービスの提供が必要とされるが、一方で介護する側についても負担を軽減するなど工夫、検討していくことは重要である。
- ・今後の高齢化に備えて、より一層きめ細やかな環境整備に努めて欲しい。

施策9 福祉サービスの充実で高齢者や障がい者の生活を支援する

計画項目	取り組みの概要	平成29年度				担当課 評価		
		実績	成果/課題	次年度	方向性			
① 住み慣れた地域・自宅での生活が続けられるサービスを提供する	a	バスやタクシー等に利用できる外出支援券の交付や老人福祉バスの運行により、高齢者の活動的な生活環境を維持し、社会参加の促進及び健康増進を目指します。	≪高齢者外出支援事業≫ ・80歳以上の高齢者にバス、タクシー、介護タクシー等に利用できる外出支援券を交付した。 利用者数3,103人	在宅高齢者の積極的な社会参加及び介護予防を含めた外出の機会を提供できた。	継	→	長寿健康課	B
	b	重度の身体障がい者が、日常生活に著しい障がいがあるため住宅を改造する必要があるとき、その費用の一部を助成します。	≪重度身体障害者住宅改造補助金≫ ・重度身体障がい者が、日常生活に著しい障害がある住宅を改造する必要がある場合に費用の一部を補助 補助件数 1件	住宅改造を行ったことにより、重度身体障がい者の日常生活の改善を図ることができた。	継	→	地域福祉課	B

① 住み慣れた地域・自宅での生活が続けられるサービスを提供する	c	国の制度に基づき、障がい者(児)への介護支援や、施設通所による訓練の支援等を行います。	≪障害福祉サービス費≫ ・在宅又は施設において、生活上又は療養上の必要な介護等を支援 ・家庭に複数の障害福祉サービス利用者がある場合等にそれぞれの場合額が上限額を超過した場合に超過額を支給し支援 ・身体的又は社会的なリハビリテーションや就労へのつながりを支援 延べ給付人数 介護給付費 5,248人 訓練等給付費 3,127人 計画相談支援給付費 1,224人	関係機関との連携、本人、家族からの聞き取りにより、障がい者の状態や家族背景、環境に合わせた適切なサービスの支給決定ができた。	継	→	地域福祉課	B
	d	身体障害者手帳所持者及び難病の方に対し、必要に応じて、義肢・装具・車いす等の補装具の購入や修理に係る費用を原則1割の自己負担で支給します。	≪補装具費≫ ・義肢、装具、車いす等の補装具の購入や修理に係る費用を支援 支給件数136件	障がいの特性に合わせた補装具費を支給することにより、身体機能を補うための支援を行うことができた。	継	→	地域福祉課	B
	e	重度心身障がい者(児)及び難病患者の日常生活を容易なものとするため、日常生活用具を給付し、自立した日常生活を支援します。	≪日常生活用具給付事業≫ ・障がい者に、日常生活用具を給付し、自立した日常生活を支援 給付件数 1,592件	日常生活用具を給付することにより、障がい者の日常生活の向上を図ることができた。	継	→	地域福祉課	B
	f	障がい者の地域での自立生活や社会参加を促すため、外出時の移動を支援します。	≪移動支援事業≫ ・障がい者の自立生活や社会参加を促すため、外出時の移動を支援 延べ利用者数 448人 延べ利用回数 1,469回	サービス利用希望者のニーズを十分に聞き取り、障がいの状態や家族構成、日常生活能力等を勘案し、適切な支給決定につなげることができた。	継	→	地域福祉課	B
	g	施設にて、創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流などを支援します。	≪地域活動支援センター事業≫ ・施設にて、創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流などを支援 延べ利用者数 520人 延べ利用回数 4,518回	サービス利用希望者のニーズを十分に聞き取り、障がいの状態や家族構成、日常生活能力等を勘案し、適切な支給決定につなげることができた。	継	→	地域福祉課	B

① 住み慣れた地域・自宅での生活が続けられるサービスを提供する	h	介護給付の支給対象とならない障がい者に対し、家事や日常生活に関して必要な支援を行います。	<生活サポート事業> ・介護給付の支給対象とならない障がい者に対し、家事や日常生活を支援 延べ利用者数 93人 延べ利用回数 568回	サービス利用希望者のニーズを十分に聞き取り、障がいの状態や家族構成、日常生活能力等を勘案し、適切な支給決定につなげることができた。	継	→	地域福祉課	B
	i	在宅の要介護高齢者が行う、介護保険給付対象外の住宅の改修工事等に対して助成をすることにより、高齢者の在宅生活の維持向上及び福祉の増進を図ります。	<住環境整備事業> ・要介護3以上または、車いすを使用し要介護1以上と認定された高齢者の自宅を暮らしやすい住空間にするため、洗面台、昇降機の取り付け等改修費用の一部を助成し、在宅生活を支援 助成件数0件(相談件数は3件あり)	要介護者のニーズに合わせた支援を行うため、引き続き実施していく。	継	→	長寿健康課	B
	j	エレベーターが設置されていない市営住宅の2階以上の入居世帯について、入居者の身体が不自由なため1階に移動したい場合には、住宅交換を行います。	<市営住宅住宅交換> ・エレベーターが設置されていない市営住宅の2階以上に入居している、身体が不自由な者がいる世帯を、1階へ移転した。 実績1件	病気と高齢により、市営住宅の3階までの昇降が困難であった入居者が、別の市営住宅の1階に移転することにより、暮らし易くなった。	継	→	住宅政策課	B
	k	市営住宅における高齢者・身体障がい者の居住の安定を図るため、手すりの設置等バリアフリー修繕及び改修工事を行います。	<市営住宅維持修繕> ・市営住宅内の手すり設置や段差解消等バリアフリー改修工事を行った。 実績3件	病気等により歩行困難な市営住宅入居者が、玄関・浴室・トイレ等に手すりを設置したり、段差を無くすことで、暮らし易くなった。	継	→	住宅政策課	B
	l	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、住宅改修費等の介護保険給付を行います。	<居宅介護(予防)サービス給付等事業> ・住み慣れた地域での生活が継続できるよう、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、住宅改修費等の各保険給付を行った。 延79,124件	要介護・要支援認定のある方に対し、住み慣れた地域で生活が継続できるよう居宅介護(予防)サービス給付等を行った。	継	→	長寿健康課	B

② 介護の役割分担や負担軽減に関する講座を充実する	a	男女共同参画推進講座(市民対象)の開催において、介護の役割分担や負担軽減に関するテーマを設けます。	≪男女共同参画推進事業≫ ・市民対象講座開催 日時 平成30年2月8日(木)開催予定であったが大雪のため中止	市民対象講座は大雪で実施できなかった。また計画していた内容は介護に関係する内容ではなかったため、介護の役割分担についての意識啓発を検討したい。	継	→	市民協働課	C
③ 福祉サービスを提供する市民活動団体や機関の活動を促進する	a	市との協働事業やまちづくりのための事業を提案する市民活動団体に対し補助金を交付します。	≪市民協働事業補助金≫ 市民活動団体等に市民協働事業補助金制度の周知及び交付を実施 交付件数2件	広く市民に周知するため、市ホームページ、行政チャンネル、広報つるがへの掲載及びチラシを作成した。 補助金交付申請団体や団体からの問合せ等が年々減少傾向にあるため、制度内容及び周知方法を見直す必要がある。	継	↗	市民協働課	B
④ 介護等の相談活動や情報提供を充実する	a	障がい者及びその家族に対し、日常生活等に関する相談、必要な情報の提供等を総合的に行います。	≪相談支援事業≫ ・相談者に対し必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整を行い、障がい者本人や保護者を支援 延べ相談件数 17,611件	相談者のニーズに応じた情報提供、助言を行うことができた。	継	→	地域福祉課	B
	b	高齢者の総合相談窓口として、介護・福祉・医療等の各種相談に対応し、適切な介護サービス利用の助言や家族支援を行うため、地域包括支援センターの運営等を行います。	≪包括的支援事業≫ ・地域の高齢者のあらゆる相談(虐待・権利擁護含む)に対応し、情報提供や関係機関との連携等を実施した。 総合相談件数 延9,006件	高齢者の総合相談窓口として、各種相談に対応することができた。今後も、増加が予想される各種相談に対応していき、関係機関との連携を図っていく。	継	→	長寿健康課	B

基本課題（7）地域社会における男女共同参画を推進する

市民のボランティア活動への参加意識が高まる中で、地区コミュニティにおける男女共同参画を最も重点的に推進すべき機会となります。

そこで、本市が委嘱している男女共同参画推進員と連携して、啓発を行います。

特に、女性役員の登用については、地区の自主的な判断によって女性が登用されるよう、市での取り組みを進めます。

また、東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等に配慮されないなどの課題が生じました。

そこで、男女共同参画の視点から防災対策を進めることで、地域防災活動や災害時要援護者支援を行うとともに、女性の視点による防災まちづくり活動を推進します。

特に、子育てにおける女性の役割が大きい現状に対して、女性や子どもの健康維持を図るとともに、子育てについて男性の役割を積極的に考える機会を提供します。

また、子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスや児童の放課後対策等を充実します。

さらに、自立した生活環境を実現するため、貧困など生活上の困難に直面する男女に対し支援を行います。

男女共同参画審議会 評価コメント

- ・地域での女性の活躍推進のため、今後も継続して啓発を図って欲しい。
- ・防災について、女性の視点からの意見を取り入れて、災害時に反映できる体制が必要である。
- ・地域に女性の意見を反映させるため、女性の区長は複数人いる事が望ましい。
- ・依然として旧来の慣行や考え方が根強く残っているので、地道に日頃から粘り強く啓発活動に取り組むことがより一層必要である。

施策10 地域活動の中で機会をとらえて啓発を行う

計画項目	取り組みの概要	平成29年度			担当課	評価	
		実績	成果/課題	次年度			方向性
①地域の施設やイベントを通じて啓発を行う	a 県の男女共同参画月間(6月)や国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)に合わせ、地域の施設やイベントにおいて、啓発パネル展やチラシ配布を実施します。	<<男女共同参画推進事業>> ・男女共同参画啓発のためパネル展をオルパークで開催した。(6月23日～6月29日) ・つるが男女共同参画ネットワークと協力し、男女共同参画啓発物を配布した。(6月1日アル・プラザ敦賀店にて街頭キャンペーンの実施) ・DV被害防止啓発パネル展を全国「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、市役所とオルパークで開催した。(11月13日～17日市役所、11月20日～24日オルパーク) ・つるが男女共同参画ネットワークと協力し、「よっしー」とともにDV被害防止啓発物を配布した。(11月15日アル・プラザ敦賀店にて街頭キャンペーンの実施)	街頭にて啓発物を配布することにより、広く啓発を行うことができた。 今後も多くの方に啓発を行うため、様々な啓発活動を考案する必要がある。 また広く周知するため、啓発活動の事前周知や啓発活動実施の様子をホームページに掲載した。	継	→	市民協働課	A

② 男女とも地区コミュニティの活動に積極的に参加する	a	住んでいたり、関わっている区や地区の様々な活動に積極的に参加しましょう。	《市民の取り組み》	—	—	—	—
----------------------------	---	--------------------------------------	-----------	---	---	---	---

施策11 政策決定・推進の場で女性の活躍を推進する

計画項目	取り組みの概要	平成29年度				担当課 評価	
		実 績	成果/課題	次年度	方向性		
① 各種審議会や委員会での女性の登用率向上を図る	a 市の各種審議会や委員会での女性の積極的登用を図るため、庁内関係部署へ協力を促します。	《各種審議会や委員会での女性の積極的登用の働きかけ》 ・各種審議会や委員会に女性の登用状況調査を行った。 ・審議会女性の割合22.6%、委員会女性の割合21.4% ・庁議において働きかけを行った。	県内各市の中でも低く、第3次つるが男女共同参画プランの目標数値指針である30%をまだ達成できていないため、達成できるよう推進する必要がある。	継	→	市民協働課	B
② 区長やPTA会長等地域団体の代表または役員などへの女性の登用を促進する	a 地区の自主的な判断によって地域団体の役員等に女性が登用されるよう区長連合会への働きかけを行います。	《区長連合会等への働きかけ》 ・区長連合会の定期総会にて男女共同参画の実現を働きかけた。 ・男女共同参画に関するパンフレットを区長に配布した。(市民協働課より)	地域活動に関する女性参画の意識が醸成された。 女性の区長登用者数はいまだ少ない状況であるので、より一層の啓発に取り組む必要がある。	継	→	総務課	B
③ 地域における制度・慣行を見直す	a 男女を問わず、誰もが区や地区の中で積極的に参加できるしくみをつくりましょう。	《地域の取り組み》	—	—	—	—	—

施策12 男女共同参画の視点からの防災対策を進める

計画項目	取り組みの概要	平成29年度				担当課 評価	
		実 績	成果/課題	次年度	方向性		
① 男女共同参画の視点で地域防災活動や避難行動要支援者支援、環境保全活動を行う	a	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民対象講座開催 日時 平成30年2月8日(木)開催予定であったが大雪のため中止 ・地域推進員、事業所推進員研修会 演題 「福井県の地域特性と男女共同参画～みんなで考えよう！福井の女性・男性のこと～」 講師 福井県立大学社会福祉学科 教授 塚本 利幸 氏 日時 平成29年6月28日(水) 13時30分～15時30分 場所 男女共同参画センター 参加者 69名(うち推進員64名) 内容 データとグラフを用いた男女共同参画の基本について 	<p>市民対象講座は大雪で実施できなかった。地域推進員、事業所推進員研修会は、平成28年度に防災に関する研修会を行っていたこともあり、平成29年度は防災に関する内容ではなかったが、男女共同参画の視点を防災に組み込むことは重要なので、機会があれば今後開催を検討したい。</p>	継	→	市民協働課	C
	b	<p>《避難行動要支援者対策等推進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者や障がい者等避難行動要支援者の災害時における地域ぐるみの避難支援体制を整えることによってスムーズな避難を支援 要支援者台帳 1, 223名登録 	<p>避難行動要支援者台帳に登録していただくことにより、ひとり暮らし高齢者や障がい者等、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ることができた。</p>	継	→	地域福祉課	B

① 男女共同参画の視点で地域防災活動や避難行動要支援者支援、環境保全活動を行う	c	市のすべての区の区長で組織する敦賀市地域防災連絡協議会の活動を助成し、自主防災活動の充実強化を図ります。敦賀市地域防災連絡協議会では、男女の区別なく、地域における住民及び事業所が一体となって自主的に防災活動に取り組み、防災意識の普及啓発及び防災訓練の徹底を図り、災害の未然防止と被害の拡大を防止します。	<p>《地域防災連絡協議会補助金》</p> <p>地域における住民及び事業所が一体となって自主的に防災対策活動に取り組み、防災意識の普及啓発及び防災訓練の徹底を図るため取組んだ。</p> <p>【主な事業】</p> <p>7月～8月 少年消防クラブが消防体験学習</p> <p>8月6日 自衛消防操法大会</p> <p>8月23日 少年消防クラブ防災研修会(京都市市民防災センター)</p> <p>11月9日～16日 少年消防クラブ・女性消防団街頭広報等(秋季火災予防運動)</p> <p>3月4日 敦賀市自主防災会・女性防火クラブリーダー研修会</p> <p>・参加者 各区民、防災士、女性防火クラブ員他(83名)</p> <p>・講師 福井地方気象台 防災管理官 楯 嘉淳 氏</p> <p>【通年】</p> <p>・消火訓練・防火教室等(158回 8,800人参加 消火器41本 水消火器113回)</p> <p>・救急講習(85回実施 2,164人受講)</p> <p>・住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理に向けた広報の実施</p> <p>・防災訓練奨励助成実施(14区)</p> <p>・防災資機材購入助成実施(36区)</p> <p>・人材育成等研修助成実施(1区、防災士1名)</p>	災害対応は、「自助」、「公助」だけではなく、地域における「共助」が不可欠である。災害発生後、被災者の救助・救急活動等において重要な役割を担う自主防災組織では、男性だけでなく、女性も主体的に役割を担うため、組織の体制及び活動の強化に繋がる研修会等を実施することができた。	継	→	危機管理対策課	B
	d	環境を良好な状態に保持するために、クリーンアップふくい大作戦による気比の松原清掃活動を実施します。本事業は男女が共に気軽に取り組むことができる環境保全活動として毎年多くの市民に参加していただいています。	<p>《環境保全活動など快適な生活環境づくりへの取り組み》</p> <p>・クリーンアップふくい大作戦による気比の松原での清掃活動</p> <p>6月4日(日) 約2,400人参加</p>	男女・年代関係なく幅広い世代の方が参加し、市民一丸となって清掃活動を実施することができた。	継	→	環境廃棄物対策課	B
	e	敦賀市環境美化推進員と連携し、ごみの分別と減量等の理解を図り生活環境の美化を推進します。	<p>《環境美化推進員活動》</p> <p>・各地区に地元から選任された環境美化推進員を配置した。推進員総数259名 うち女性64名</p>	家庭から出るごみの分別指導と、ごみステーションの美化を推進することで、地域の環境美化に貢献した。	継	→	清掃センター	B

② 女性の視点による防災まちづくり活動を推進する	a	女性の視点から防災まちづくりを考える団体に対し、適切な情報提供や助言をし、本市における防災に必要な対策・対応に女性の視点を取り入れていきます。	<<女性の視点による防災まちづくり活動への支援>> 【主な事業】 11月9日～16日 少年消防クラブ・女性消防団街頭広報等(秋季火災予防運動) 3月4日 敦賀市自主防災会・女性防火クラブリーダー研修会 ・参加者 各区民、防災士、女性防火クラブ員他(83名) ・講師 福井地方気象台 防災管理官 楯 嘉淳 氏	地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、性別、年齢等にかかわらず、参画型・体験型の学習機会を提供するなどして、多様な住民が自主的に考える機会を設けることができた。	継	→	危機管理対策課	B
			<<女性の視点による防災まちづくり活動への支援>> ・平成29年度は団体独自で運営を行った。	今後も情報提供や助言を行っていきたい。	継	→	市民協働課	B

基本課題（8）市民や市民活動団体との協働による男女共同参画を推進する

市民のボランティア活動への参加意識が高まる中で、NPO法人等の市民活動における男女共同参画を最も重点的に推進すべき機会となります。

そこで、NPO法人等の市民活動団体が行うまちづくり活動についての情報提供や支援を行います。

また、男女共同参画を推進する団体・グループへの支援と交流を促進し、市民協働による男女共同参画を推進します。

男女共同参画審議会 評価コメント

- ・男女共同参画センターの移転によって、別の施設で活動することで、活動団体自身とその事業を他の施設利用者に宣伝することに繋がるが、まちづくりの活動に支障がないか心配である。
- ・市民活動団体は、今置かれた状況の中でどのように発展するかが大切である。
- ・「地域活動をしたいが、どこへ行ったらいいのかわからない」という声を聞くため、広報や活動拠点の設置が望ましい。

施策13 まちづくり活動の団体を育成・支援し、団体間でのネットワーク化を図る

計画項目	取り組みの概要	平成29年度				担当課	評価
		実績	成果/課題	次年度	方向性		
① まちづくり活動についての情報提供や支援を行う	a 市との協働事業やまちづくりのための事業を提案する市民活動団体に対し補助金を交付します。	≪市民協働事業補助金≫ ・市民活動団体等に市民協働事業補助金制度の周知及び交付を実施 交付件数 2件	広く周知するため、市ホームページ、行政チャンネル、広報つるがへの掲載及びチラシを作成した。 補助金交付申請団体や団体からの問合せ等が年々減少傾向にあるため、制度内容及び周知方法を見直す必要がある。	継	↗	市民協働課	B
	b 市民活動団体等への情報提供や支援を実施します。	≪市民協働・NPO等活動推進事業≫ ・市内で活動する市民活動団体等への情報提供や広報等を実施	市民活動団体等の活動を広く市民に周知するため、市ホームページ、行政チャンネル及び広報つるがへの掲載を行った。	継	→	市民協働課	B
	c 自助・共助・公助のうち、地域で互いに力を合わせて助け合いながら防災対策を行う共助を支援するため、各地区の区長等で組織する自主的な防災活動へ取り組む団体へ補助金を交付します。	≪地域防災連絡協議会補助金≫ 【主な事業】 ・消火訓練・防火教室等(158回 8,800人参加 消火器41本 水消火器113回) ・救急講習(85回実施 2,164人受講) ・住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理に向けた広報の実施 ・防災訓練奨励助成実施(14区) ・防災資機材購入助成実施(36区) ・人材育成等研修助成実施(1区、防災士1名)	地域防災会又は防災士に対し、自主防災訓練及び防災研修会の実施並びに先進地視察及び防災施設等の見学の実施について経費を一部支援し、地域防災力の向上及び防災に関する知識・技能を習得した人材を育成することができた。	継	→	危機管理対策課	B

① まちづくり活動についての情報提供や支援を行う	d	環境基本計画の推進を図るため、環境基本計画を実践する組織である「つるが環境みらいネットワーク」の活動に対する支援・助成を行います。	<p>《つるが環境みらいネットワークが行う環境活動推進への支援》</p> <p>・つるが環境みらいネットワークが行う環境活動推進への支援 つるが環境フェア 11月23日(木) 3,306人参加</p>	男女関係なく幅広い年代の方が運営側、お客として参加していただける環境が整っている。	継	→	環境廃棄物対策課	B
	e	男女共同参画を推進する上で、参加する女性の割合が高い図書館のボランティア活動において、その活動支援を行います。	<p>《図書館における関係団体活動への支援》</p> <p>・図書館ボランティアサークルに打合せ会場の提供等 ボランティア団体連絡会会議 年2回開催(8月・3月) ボランティアサークル 6グループ</p>	参加する女性の割合が高い図書館のボランティア活動において、打合せ会場の提供や、消耗品等の現物による支給等で活動支援を行った。 新たな図書館ボランティアを募集し、ボランティア活動支援を今後とも継続する。	継	↗	図書館	B
	f	中心市街地の賑わいやコミュニティの再生に寄与するイベント等の実施団体等に対し支援します。	<p>《中心市街地賑わい街づくり支援事業》</p> <p>・中心市街地の賑わいやコミュニティの再生に寄与するイベント等を支援</p>	支援を受ける団体が固定される傾向にあったが、平成29年度においては新規事業の申請があった。	継	→	商工貿易振興課	B
	g	歴史と文化を市内外にアピールし、本市の商工業と観光、伝統文化の継承と発展を図るため、敦賀まつりの開催に係る経費を負担します。	<p>《敦賀まつり開催負担金》</p> <p>・歴史と文化を市内外にアピールし、本市の商工業と観光、伝統文化の継承と発展を図るため、敦賀まつりの開催にかかる経費を負担</p>	映画「関ヶ原」関連特別イベント等が好評であり、開催日数3日間での来場者数が平成28年度を更に上回った。	継	↗	商工貿易振興課	B
	h	景観づくりに取り組む団体が行う実践活動や情報発信に対して補助を行います。	<p>《景観形成協議会への支援》</p> <p>・景観形成協議会への支援を行った。 ・景観形成推進地区内での外観整備を2件実施した。</p>	外観整備の更なる推進のため、協議会メンバーへの啓蒙活動が必要である。	継	↗	都市政策課	B
② 男女共同参画を推進する団体・グループへの支援と交流を促進する	a	男女共同参画推進団体「つるが男女共同参画ネットワーク」の運営を支援します。 また、男女共同参画を推進する団体・グループへの情報提供や必要とする支援を実施します。	<p>《つるが男女共同参画ネットワークへの運営支援》</p> <p>・年12回理事会に参加し、情報共有をした。 ・市庁内各課へ出前講座を依頼する際は、必要に応じて活動支援を行った。 ・団体補助金を交付した。 ・情報提供を行った。</p>	団体の自立した活動を妨げないように配慮しながら、必要となる活動支援を行った。 行政とは別の視点で男女共同参画を推進することは重要であり、今後も団体の自立を妨げない適切な支援を継続して行う。	継	→	市民協働課	B

基本目標 3 男女共同参画のための仕事環境をつくる

仕事面でのワーク・ライフ・バランスを実現するために、必要な環境づくりを行っていきます。

特に、長時間労働は、子育て・家事・介護等への男性の主体的な参画を困難にし、結果として女性が仕事と生活を両立することを難しくしています。

育児休業や介護休業の取得促進をはじめ、多様なハラスメントの防止、女性の管理職への登用を進めるなど、事業者、労働者双方に対して啓発を実施し、就労の場における男女共同参画を推進します。

さらに、農林水産業や自営業などにおいても男女共同参画を進めていきます。

基本課題 (9) 仕事と生活の調和の取れる環境づくりを行う

男女共同参画審議会 評価コメント

男女雇用機会均等法や改正パートタイム労働法、育児・介護休業法など、仕事における男女共同参画を推進するため各種の法制度の内容や趣旨、取り組みについて企業等に周知し、制度の推進を図ります。

また、働き方が多様化する中で、一人ひとりが望む働き方ができるよう職場でのワーク・ライフ・バランスを推進します。

- ・最近の就職活動生は地元志向が強く、給料より福利厚生を重視する傾向にある。企業は男女共同参画に力を入れないと生き残りが難しい時代である。
- ・企業内の男女共同参画に関する取り組みを社内外に広報することは大切である。
- ・広報つるがによる事業所紹介は、男女共同参画の具体的な事例を掲示することで他の事業所の参考にもなり、大変素晴らしい企画である。

施策14 仕事と家庭、地域活動を両立させるライフスタイルなどの啓発を行う

計画項目	取り組みの概要	平成29年度				担当課 評価			
		実績		成果/課題					
① 男女雇用機会均等法やパートタイム労働法などを事業者、労働者双方へ啓発する	a 市立敦賀病院におけるパート職員の採用選考試験前に、パートタイムの条件等について説明会を実施し、パートタイムに関する理解の促進を図ります。	≪パートタイム労働法に対する支援≫ ・職員募集については、ホームページへの掲載、公共職業安定所へ求人申込みにより広報を行うとともに、採用試験前に説明を実施した。		条件の理解促進により早期離職の防止に繋げることができた。		次年度	方向性	病院総務企画課	B
				継	→				

① 男女雇用機会均等法やパートタイム労働法などを事業者、労働者双方へ啓発する	b	男女雇用機会均等法やパートタイム労働法などの理解を促進しましょう。	<p>《事業所の取り組み》</p> <p style="text-align: center;">—</p>	—	—	—	—	
② 主体的に制度を導入する企業や団体等を広く紹介する	a	男女共同参画推進員(事業所推進員)研修会や男女共同参画情報紙において、ワーク・ライフ・バランスを主体的に導入する企業や団体等を広く紹介します。	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <p>・市の広報紙3月号で事業所推進員を置いている事業所を3社ピックアップして紹介を行った。(「市内事業所の男女共同参画の取り組みを紹介します!」)</p>	<p>広報つるがによって全戸配布され、広く周知することができた。</p> <p>企業間の情報共有にも繋がるため、今後も男女共同参画推進員(事業所)研修会等で広く紹介していく必要がある。</p>	継	→	市民協働課	B
③ 業種や規模に応じて男女共同参画に関する制度を導入するための啓発や支援を行う	a	男女共同参画推進員(事業所推進員)を対象に研修会を開催し、ワーク・ライフ・バランスをはじめとして、男女共同参画に関する制度を導入するための啓発を行います。	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <p>・事業所推進員研修会 演題 「社員のやる気と業績アップと人材採用。一石三鳥の『ワークライフバランス』」 講師 NPO法人ワークライフバランス北陸 専務理事 受川 寛 氏 日時 平成29年10月11日(水) 13時30分～15時30分 場所 市立図書館 参加者 32名(うち推進員26名) 内容 意見交換を交えながらワークライフバランスを企業が取り組むメリットについて</p>	<p>ワークライフバランスを導入事例とともに学ぶことができた。また、参加者同士で意見交換をすることができ、他事業所の取り組みを知り情報共有をすることができた。</p> <p>多方面から推進するために、今後も多様な業種の方に男女共同参画推進員になっていただき、啓発を行う必要がある。</p>	継	→	市民協働課	B

施策15 多様な働き方を尊重し、職場でのワーク・ライフ・バランスを推進する

計画項目	取り組みの概要	平成29年度				担当課 評価	
		実 績	成果/課題	次年度	方向性		
① 一人ひとりが望む働き方ができるよう、仕事と生活の調和の重要性を普及させる	a 男女共同参画推進員(事業所推進員)を対象に研修会を開催し、一人ひとりが望む働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの重要性を普及させます。	<<男女共同参画推進事業>> ・事業所推進員研修会 演題 「社員のやる気と業績アップと人材採用。一石三鳥の『ワークライフバランス』」 講師 NPO法人ワークライフバランス北陸 専務理事 受川 寛 氏 日時 平成29年10月11日(水) 13時30分～15時30分 場所 市立図書館 参加者 32名(うち推進員26名) 内容 意見交換を交えながらワークライフバランスを企業が取り組むメリットについて	参加者同士で意見交換をすることができ、他事業所の取り組みを知り情報共有をすることができた。 男女20代～50代の事業所推進員が研修会で意見交換を行い、一人ひとりが望む働き方を知ることができた。 参加者にはワークライフバランスという言葉を初めて知った方もおり、さらなるワークライフバランス普及のため、継続して研修会を開催する必要がある。	継	→	市民協働課	B
	b 市職員の健康の増進等を図り、併せて心身リフレッシュと公務能率の向上のため、年次有給休暇の使用の促進に関し必要な事項を定めます。	<<リフレッシュ休暇の取得促進>> ・年次有給休暇促進要領により、各課にリフレッシュ休暇の取得計画を作成してもらい、利用を促した。	「リフレッシュ」という名目で休暇を取得する職員が少なく、まとまった休暇を取得することで、心身の健康維持がはかれることをさらに周知する必要がある。	継	→	総務課	B
	c 市職員の心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため、7月から9月の期間内で連続する3日の範囲で特別休暇の使用を促進します。	<<夏季休暇の取得促進>> ・各課に夏季休暇の取得計画を作成してもらい、利用を促した。	取得率は9.5割超と昨年度よりも増加しており、取得しやすい環境が整ってきていると言える。しかし、3日連続で取得する職員が少なく、まとまった休暇を取得しやすい環境を整備していく必要がある。	継	→	総務課	A
	d 一人ひとりが望む働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの重要性を普及させましょう。	<<事業所の取り組み>>	—	—	—	—	—

② 個人の希望に応じた勤務が可能となる独自の仕組みを積極的に導入する	a	市職員の育児休業等取得者の代替として非常勤職員を採用するなど、業務遂行に支障が生じないよう努めます。	≪代替職員の補充≫ ・休業している職員の事務分担等を考慮し、非常勤職員を採用する等、必要な代替職員を配置した。	代替職員の配置により、職員の負担軽減を図ることができた。 正規職員として任期付職員の採用を今後検討したい。	継	→	総務課	B
	b	次世代育成支援対策推進法に基づき、市職員の子どもたちの健やかな育成のため、特定事業主行動計画を策定し、職員が仕事と家庭生活を両立できるような職場環境の整備等に取り組みます。	≪次世代育成支援対策行動計画の策定≫ ・平成17年4月策定済	特に子育てを行う女性職員のキャリア形成を支援するため、平成28年3月に計画を改正した。これまでの取り組みにより、女性職員の意欲向上や女性のチャレンジを応援する組織風土への変化などが見られ、女性管理職比率も平成29年度には14.5%となり、継続的な成果が見られた。	継	→	総務課	B
	c	子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間、市職員の希望する日及び時間帯に勤務することができる育児短時間勤務制度及び勤務時間の一部を勤務しないことができる育児部分休業制度を導入します。	≪育児短時間勤務制度及び育児部分休業制度の導入≫ ・育児短時間勤務取得者：27名 ・育児部分休業取得者：7名	育児短時間勤務、育児部分休業ともに昨年度より取得者が増加しており、制度の周知、取得しやすい環境づくりの成果が出ている。	継	→	総務課	A
	d	市立敦賀病院において、個人の希望に応じた勤務が可能となる仕組みを積極的に導入し、労働環境の改善を図ります。	≪労働環境の改善≫ ・ワークライフバランスや個人の希望に応じた勤務体制の導入を実施している。また、職員満足度の向上を図るために設置したES(職員満足度)部会にて、労働環境の改善に取り組んだ。	職員アンケートを分析し、労働環境の向上に努めた。 多職種が連携し、業務の改善を行った。 職員確保のため、就職説明会に参加した。	継	→	病院総務企画課	B
	e	一人ひとりの希望に応じた勤務が可能となる仕組みを積極的に導入しましょう。	≪事業所の取り組み≫ —	—	—	—	—	—

基本課題（10）就労の場における男女共同参画を推進する

多くの方が働きやすく、また働き続けられる環境となるよう、事業者、労働者双方に対して男女共同参画の啓発を行います。

特に、女性が働きやすく、また働き続けられる環境を実現するためには、出産・育児前後における支援が最も重要となります。

子育てをしながら仕事を続けたい、あるいは、しばらく子育てに専念してから元の仕事に復帰したい、その他子育てと仕事のバランスについて女性や家庭の希望が実現するよう、相談・支援を行います。

また、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをはじめ、就労の場において多様化するハラスメント防止のための取り組みを推進します。

さらに、企業や市等が女性職員の管理職登用を積極的に図り、女性が働き続けられるよう支援していきます。

男女共同参画審議会 評価コメント

- ・パワーハラスメントは管理職や経営者が気を付けるべきことであるが、その他のハラスメントについても会社の上層部の意識改革により防止できるのではないかと。
- ・ハラスメントについて上層部の知識、意識を高められる取り組みを今後も実施してほしい。
- ・女性の能力発揮、就労の研修会を年に1回実施すると良い。
- ・事業所推進員研修会における参加者同士の意見交換は、他事業所の事例を知る上で大変意義のある企画と考えるので、今後も積極的に続けて欲しい。

施策16 事業者、労働者への男女共同参画の啓発をする

計画項目	取り組みの概要	平成29年度			担当課 評価		
		実績	成果/課題	次年度			方向性
① 再就職に向けての講座や研修会を実施する	a ひとり親家庭の状況に合わせて、関係機関が実施している就業につながる講座等の情報を提供し、母子・父子自立支援員を中心として就労相談等を行います。	<<講座開催状況の提供>> ・母子・父子自立支援員(1人)	母子・父子自立支援員を中心とした就労相談を実施し、また、敦賀公共職業安定所との連携を図った。	継	→	児童家庭課	B
② 求人に関する情報提供や再就職の相談、能力開発の支援を行う	a 福井県と協力し、若年層を対象とした職業適性診断、カウンセリング等の各種就職支援を実施します。	<<ミニジョブカフェ敦賀運営事業費>> ・若年層を対象とした職業適性診断 キャリアカウンセリング等の各種就職支援を実施	若年層の就職支援事業として必要な事業ではあるが、平成29年度の利用実績は前年度を下回った。	継	→	商工貿易振興課	B

② 求人に関する情報提供や再就職の相談、能力開発の支援を行う	b	大学生等就職説明会の開催等、地元企業の従業員を確保するための事業を実施します。	≪企業説明会開催事業≫ ・本市、美浜町、若狭町及びハローワークで構成する実行委員会が主催する、大学卒業予定者等を対象とした企業説明会を開催し、地元企業の従業員を確保するための施策を実施	比較的小規模な企業の説明会等を実施できる場として相応の存在意義はあるものの、参加者が減少傾向にある。	継	→	商工貿易振興課	B
	c	ひとり親家庭の状況に合わせて、関係機関が実施している就業につながる講座等の情報を提供し、母子・父子自立支援員を中心として就労相談等を行います。	≪相談等への対応≫ 母子・父子自立支援員(1人)	母子・父子自立支援員を中心とした就労相談を実施し、また、敦賀公共職業安定所との連携を図った。	継	→	児童家庭課	B
	d	高齢者の生きがいの充実、就業機会の増大を図るとともに、高齢者の能力を活かした地域社会づくりに寄与する敦賀市シルバー人材センターへの支援を実施します。	≪シルバー人材センター事業費補助金≫ ・高齢者の日常に密着した、就業機会の確保事業を実施	人材派遣事業が好調であり、当初見込を実派遣数が上回った。	継続	→	商工貿易振興課	B
③ 女性の就労・能力発揮のため支援をする	a	男女共同参画推進員(事業所推進員)を対象に研修会を開催し、女性の就労・能力発揮に係る啓発を行います。	≪男女共同参画推進事業≫ ・事業所推進員研修会 演題 「社員のやる気と業績アップと人材採用。一石三鳥の『ワークライフバランス』」 講師 NPO法人ワークライフバランス北陸 専務理事 受川寛氏 日時 平成29年10月11日(水) 13時30分～15時30分 場所 市立図書館 参加者 32名(うち推進員26名) 内容 意見交換を交えながらワークライフバランスを企業が取り組むメリットについて	女性職員の育成や活躍について触れてはいたが、女性の就労・能力発揮に特化した研修会ではなかったため、今後検討したい。	継	→	市民協働課	C

施策17 多様なハラスメント防止の取り組みを推進する

計画項目	取り組みの概要	平成29年度				担当課	評価	
		実績	成果/課題	次年度	方向性			
① 相談窓口を開設し、防止を図る	a	男女共同参画に関する様々な相談に応じられる窓口の充実を図ります。特に、就労の場における女性への様々なハラスメントへの相談内容に対応するため、各相談機関との連携を密にし、相談業務の強化を図ります。	<<相談事業>> ・相談員2名→1名 相談員1名が退職したため、相談員1名となった。 ・相談日 8月31日まで 毎週月～木、土曜日 8時30分～17時15分 毎週 金曜日 8時30分～20時00分 9月1日から 毎週月～木、第2・第4・第5金曜日、第2・第4土曜日 8時30分～17時15分 第1、第3 金曜日 11時15分～20時00分 ・関係機関との連携を実施、又相談者との同行支援を実施 ・相談窓口開設の周知広報を実施 市内各施設にポスター、相談カードを設置 (ポスター民間29ヶ所、公共36ヶ所) (相談カード公共3ヶ所民間3ヶ所) ・成人式にて新成人への啓発チラシを配布	相談員が2名から1名となったため、夜間及び土曜日の相談は隔週に変更となったが、関係機関との連携を密にすることにより、相談者の悩みに応じて迅速な対応を行った。 早期の問題解決を可能とするため、今後も関係機関との連携が不可欠である。	継	→	市民協働課	B
	b	市職員を対象に、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に関する相談に応じる窓口を開設し、これらの防止を図ります。	<<相談苦情処理窓口>> ・平成11年4月に相談窓口を設置	相談窓口の利用実績はないが、ハラスメントに関する正しい知識と具体的な対策等について、職員が共通の認識を持って職務に取り組めるよう、指針を定める必要がある。	継	↗	総務課	C
	c	市立敦賀病院において、ハラスメントに関する相談窓口を設置するとともに、監視体制を整えることにより、風通しの良い職場づくりを実践します。	<<セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントのない職場づくり>> ・総務企画課における相談対応、労働安全衛生委員会における監視体制の強化を実施	職員相談窓口を新たに設置した、臨床心理士が職員からの相談に対応した。引き続き職員に周知する。	継	→	病院総務企画課	B

施策18 男女とも育児休業や介護休業をとりやすくする

計画項目	取り組みの概要	平成29年度				担当課 評価		
		実 績	成果/課題	次年度	方向性			
① 休業制度等の周知や先進地事例の紹介を通じて制度の活用を図る	a	男女共同参画推進員(事業所推進員)を対象に研修会を開催し、ワーク・ライフ・バランスをはじめとして、男女とも育児休業や介護休業をとりやすくするための啓発を行います。	<<男女共同参画推進事業>> ・事業所推進員研修会 演題 「社員のやる気と業績アップと人材採用。一石三鳥の『ワークライフバランス』」 講師 NPO法人ワークライフバランス北陸 専務理事 受川 寛 氏 日時 平成29年10月11日(水) 13時30分～15時30分 場所 市立図書館 参加者 32名(うち推進員26名) 内容 意見交換を交えながらワークライフバランスを企業が取り組むメリットについて	参加者同士で意見交換をする時間を設けたため、他事業所で取り組んでいる休暇制度等の情報共有をすることができた。 女性活躍推進のためには育児休業、介護休業は不可欠であり、今後も継続して啓発していく必要がある。	継	→	市民協働課	B
	b	市職員の出産・育児に係る休暇促進を図るため、休暇・休業制度の説明を記載した冊子の更新及び周知を行います。	<<子育て支援ハンドブック>> ・育児休業の制度や、出産・育児に係る支援措置等を庁内掲示板にて周知している。 ・認知度の低い特別休暇(出産補助休暇・育児参加休暇)についても、庁内掲示板にて周知を行い、取得率を上げることに努めた。	子育て支援ハンドブックの更新を定期的に行い、制度の周知に努める。 また、取得率の低い休暇については、周知をして認知度を高めるとともに、対象職員が取得しやすい環境づくりを行っていく必要がある。	継	→	総務課	B
	c	市立敦賀病院において、休業等の制度の周知や先進地事例の紹介を通じ、制度の活用を図ります。	<<育児休業、介護休業の両性による取得の促進>> ・介護休暇 取得者1名	職員に休業制度の周知をし、制度の活用を図った。	継	→	病院総務企画課	B
② 育児・介護休業が取得しやすい職場の雰囲気をつくる	a	市職員の育児休業等取得者の代替として非常勤職員を採用するなど、業務遂行に支障が生じないように努めます。	<<代替職員の補充>> ・休業している職員の事務分担等を考慮し、非常勤職員を採用する等、必要な代替職員を配置した。	代替職員の配置により、職員の負担軽減を図ることができた。 正規職員として任期付職員の採用を今後検討したい。	継	→	総務課	B
	b	市立敦賀病院において、育児休暇等が取得しやすい職場の雰囲気づくりを目指します。	<<育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくり>> ・育児休業取得者 21名、育児短時間勤務承認者 16名	休業制度の周知を図るとともに、取得のためのサポート体制を整えた。	継	→	病院総務企画課	B

施策19 管理職への登用や意思決定に際して女性の参画機会を広げる

計画項目	取り組みの概要	平成29年度				担当課 評価			
		実 績		成果/課題					
① リーダーや管理職に就くための研修やキャリア・アップの機会を男女平等に与える	a 市職員の年齢、経験年数、役職等により必要とされる職務遂行能力を明確化し、その能力を向上させるため、体系的に研修を実施します。	<<新任係長研修等各種研修>> ・市が企画する研修や派遣研修においては、男女平等に受講者を選定している。		女性職員が、管理職としてのマネジメント能力を高めることを目的とした研修に毎年派遣を行っている(平成29年度:前年度比1名増)。今後も、各階層ごとに実務能力の向上につながる研修を行い、性別にかかわらず仕事に意欲的に取り組み、能力を発揮することができる職場風土の醸成を行う必要がある。		継	→	総務課	B
② 人事考課制度を活用し、市における女性職員の管理職等への登用を積極的に行う	a 市職員の意欲増進、資質の向上及び組織の活性化を図るため、管理職へ昇格するための選抜試験を実施します。	<<管理職試験昇格制度>> ・管理職、係長、主査昇格試験をそれぞれ実施した。		昇格試験や人事考課の結果を基に、人事異動において男女を問わず、客観的判断基準に基づき、昇格者を決定している。しかし、一部職員において昇格試験に挑戦しない者もいるので、昇進意欲の醸成を図る必要がある。		継	→	総務課	B
③ 女性が働き続けるための取り組みに対し支援する	a 男女共同参画推進員(事業所推進員)を対象に研修会を開催し、女性が働き続けるための取り組みに係るテーマを設定します。	<<男女共同参画推進事業>> ・事業所推進員研修会 演題 「社員のやる気と業績アップと人材採用。一石三鳥の『ワークライフバランス』」 講師 NPO法人ワークライフバランス北陸 専務理事 受川 寛 氏 日時 平成29年10月11日(水) 13時30分～15時30分 場所 市立図書館 参加者 32名(うち推進員26名) 内容 意見交換を交えながらワークライフバランスを企業が取り組むメリットについて		女性社員の育成や活躍についても研修会で取り上げ、学ぶことができた。女性が働き続けるためには事業所の制度や社内風土の改善が重要であり、継続して研修会で啓発する必要がある。		継	→	市民協働課	B

基本課題（11）農林水産業や自営業などで男女共同参画を推進する

農林水産業は地域の持続的発展にとって重要な産業ですが、家庭や集落単位で営まれていることが多く、経営安定が課題となっています。

そこで、女性が対等なパートナーとして経営等に参画でき、また、女性が働きやすい作業環境の整備や就農支援など、男女共同参画の推進を図ります。

また、自営業などで女性が主体的に経営参画し、経済的地位の向上が図られるよう、学習や研鑽活動を充実させます。

男女共同参画審議会 評価コメント

- ・家庭や集落単位で営まれていることが多い農林水産業や自営業について、女性が経営に参画するための取り組みを今後も継続してほしい。
- ・関連団体との連携は重要であるので、今後も連携を重視してほしい。
- ・後継者育成のためのサポート、起業及び再就業への支援が大切である。

施策20 女性の経営への参画機会を拡大する

計画項目	取り組みの概要	平成29年度				担当課 評価	
		実績	成果/課題	次年度	方向性		
① 農業・漁業及び林業経営の方針決定過程へ女性の参画拡大を図る	a 新規就農をした方が円滑に就農するための就業環境整備や経営安定の支援を行います。	<<新規就農者育成支援事業>> ・青年就農給付金受給終了後1年目の就業状況報告を受けた。(女性1名)	青年就農給付金の給付期間終了後、3年間は半期ごとに就業状況報告を受けることになっており、現在の就業状況に応じて必要な助言等を行った。	継	→	農林水産振興課	B
② 女性の起業促進や経営者の学習・研鑽活動を充実する	a 女性経営者の自己研鑽、育成を支援します。	<<女性会事業補助金>> ・女性経営者の自己研鑽、育成を支援	前年度に実施した「ファストフードコンクール」の入賞作品の商品化に向けた取り組みを行った。	継	→	商工貿易振興課	B

基本目標 4 男女共同参画の視点を取り入れた推進と進行管理の体制を構築する

市が行う様々な行政サービスは、男女共同参画に関係するものが多くあります。

本市では、男女共同参画室を中心に、あらゆる取り組みについて男女共同参画の視点を持ち、世代や生活形態などに応じてきめ細やかに実施されるよう、関係課との連携を強化します。

基本課題（12）世代や生活形態に応じたきめ細やかな広報と啓発を強化する

市の取り組みの中で、最も重要となるのが広報と啓発です。市民や企業等、あらゆる主体の自主性を引き出すきっかけ作りが求められます。

そこで、男女共同参画に関する講座や講演会等を充実させるとともに、男女共同参画情報紙を中心に広報活動を強化します。

男女共同参画審議会 評価コメント

- ・研修に参加した推進員から地域または事業所内に情報を広められるような工夫が必要である。
- ・今後も広報活動に焦点をおき、広報つるが掲載頻度を増やして、市民の意識向上をねらうと良い。
- ・市民を対象とする市主催の「男女共同参画大会」と銘を打った大行事を企画できないものであろうか。
- ・若年世代からの意見、要望等を取り上げる企画を実施して欲しい。

施策21 講座や講演会等を充実する

計画項目	取り組みの概要	平成29年度			担当課	評価	
		実績	成果/課題	次年度			方向性
① 地域・職場・家庭で男女共同参画を実践するための講座を開催する	市民や男女共同参画推進員等を対象に講座や研修会を開催し、男女共同参画推進のための啓発を充実します。	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民対象講座開催 日時 平成30年2月8日(木)開催予定であったが大雪のため中止 ・地域推進員、事業所推進員研修会 演題 「福井県の地域特性と男女共同参画～みんなで考えよう！福井の女性・男性のこと～」 講師 福井県立大学社会福祉学科 教授 塚本 利幸 氏 日時 平成29年6月28日(水) 13時30分～15時30分 場所 男女共同参画センター 参加者 69名(うち推進員64名) 内容 データとグラフを用いた男女共同参画の基本について ・事業所推進員研修会 演題 「社員のやる気と業績アップと人材採用。一石三鳥の『ワークライフバランス』」 講師 NPO法人ワークライフバランス北陸 専務理事 受川 寛 氏 日時 平成29年10月11日(水) 13時30分～15時30分 場所 市立図書館 参加者 32名(うち推進員26名) 内容 意見交換を交えながらワークライフバランスを企業が取り組むメリットについて 	<p>市民対象講座は大雪で実施できなかった。地域推進員、事業所推進員研修会では、男女共同参画の基本を学ぶことができた。事業所推進員研修会では、ワークライフバランスについて学び、また参加した事業所同士で情報交換をすることができた。研修後に事業所内で活用できる啓発パンフレット等の配付を検討したい。</p>	継	→	市民協働課	B
② 講座・講演会等開催時に一時保育を実施する	講座・講演会等に参加しやすいように、保育園における一時預かり等を実施します。	<p>《保育サービスの提供》</p> <p>公立保育所1か所、私立保育所6か所</p>	<p>保育所に通っていない乳幼児を、保護者の就労または特別な理由(通院、リフレッシュなど)により緊急または断続的に家庭で保育できないときに、一時預かり事業を継続して実施した。</p>	継	→	児童家庭課	B
③ 男女共同参画情報紙を発行する	男女共同参画推進情報紙「りがる」を発行します。	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独情報誌「りがる」ではなく、広報つるがに年2回特集記事を2頁掲載した。 ・7月号(平成29年6月13日発行6頁～7頁) ・3月号(平成30年2月13日発行4頁～5頁) 	<p>半年に1回男女共同参画の推進に関する情報発信を行った。少しでも多くの方に読んでいただけるように、レイアウトや内容を工夫する必要がある。</p>	継	→	市民協働課	B

基本課題（13）相談体制を充実する

男女の人権尊重や男女共同参画推進を阻害する行為については、防止・抑制していかねばなりません。

DVをはじめとするあらゆる暴力や多様なハラスメントなどについては、起こりうる被害を未然に防止するとともに、発生した場合の対処も必要になります。

本市では、性差に関する相談業務において、個々の状況に的確に対応した助言を行うとともに、関係機関との連携によって被害の拡大を食い止めるなどの取り組みを行います。

また、セクシュアル・マイノリティに対する相談業務にも取り組みを進めます。

男女共同参画審議会 評価コメント

- ・プライバシーの問題もあり明かせない事も多いと思うが、相談件数の変化など取り組み後の成果が分かると良い。
- ・相談業務の外に、DV被害者の救済対策をも考えておく必要がある。
- ・相談者にとってよりよいアドバイスができるよう、相談員の研修は今後も継続するべきである。
- ・相談体制の専門性を確保し続けて欲しい。

施策22 性差に関する相談業務を充実する

計画項目	取り組みの概要	平成29年度				担当課 評価	
		実績	成果/課題	次年度	方向性		
① 性による差別的取扱いに対する相談業務を充実する	男女共同参画に関する様々な相談に応じられる窓口の充実を図ります。また、各相談機関との連携を密にし、相談業務の強化にあたります。	<<相談事業>> ・相談者又は関係機関からの情報により、二州健康福祉センター等と連携して実施 ・相談業務関係窓口担当者連絡会への研修案内 ・関係機関への同行支援を実施	関係機関との連携を強化することにより、迅速な対応が可能となった。また被害の拡大を防止することができた。 関係機関との情報共有及び会議や研修への参加が必要である。	継	→	市民協働課	B
② DVに対する相談や通報体制を確立し被害者を支援・救済する	a 同上	同上	同上	継	→	市民協働課	B
③ セクシュアル・マイノリティに対する相談業務に取り組む	同上	同上	同上	継	→	市民協働課	B

基本課題（14）男女共同参画を推進する人材を育成する

男女共同参画審議会 評価コメント

男女共同参画社会を実現するための啓発・支援については、市の取り組みに加えて地域の多くの方から協力を得ることで充実します。

男女共同参画の推進に寄与するNPO法人や市民活動団体、さらには男女共同参画推進団体等の活動を支援し、市全体で男女共同参画社会の実現をめざします。

・男女共同参画推進のための人材育成は重要であるが難しい課題である。
 ・児童等に対する幼少期からの啓発、教育も必要なので、子ども会との協力、連携も必要である。
 ・男女共同参画は女性に特化しやすいが、男性のライフプランニング支援があっても良いのではないか。

施策23 推進団体や様々な分野で活躍する人材を育成する

計画項目	取り組みの概要	平成29年度			担当課 評価	
		実績	成果/課題	次年度		
① 男女共同参画推進団体等の活動を促進する	a 男女共同参画推進団体「つるが男女共同参画ネットワーク」の運営を支援します。 また、男女共同参画を推進する団体・グループへの情報提供や必要とする支援を実施します。	《つるが男女共同参画ネットワークへの運営支援》 ・つるが男女共同参画ネットワークの理事会に年12回参加し、情報を共有した。 ・団体補助金を交付した。 ・情報提供を行った。	活動支援は多岐に渡るが、団体の自立した活動を妨げないように配慮しながら、必要となる活動支援を行った。	継	→	市民協働課 B
② 様々な分野で活躍する人材を育成し、男女共同参画の実践を進める	a 市民活動団体で活動している方や市民に対し、男女共同参画の視点で活動していただけるよう働きかけを行います。	《市民活動団体等への働きかけ》 ・JoyJoy敦活フェスタを開催し、団体間の交流の促進・活発化を図った。 日時 平成29年10月1日 10時00分～16時00分 場所 プラザ萬象 参加団体数28団体(500名)、来場者1,150名 内容 市内で活動するNPO法人や市民活動団体等による活動発表や体験教室の開催	参加団体の募集及びフェスタの開催案内を広く周知するため、市ホームページ、広報つるが、行政チャンネル及びチラシの配布を行った。	継	→	市民協働課 B

基本課題（15）政策決定・推進の場で男女共同参画を進める

男女共同参画審議会 評価コメント

本市における男女共同参画推進のためには、市が自ら率先しなければなりません。

そこで、市政のあらゆる場面において男女共同参画を積極的に進めます。

特に、市民との協働や、審議会など市民参加による政策決定の場での女性の登用、また市の人員配置における女性管理職の積極的登用などを推進します。

・平成30年5月16日に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が国会で全会一致で成立しており、大変重要な分野である。

施策24 市民参加と協働によるまちづくりを推進する

計画項目	取り組みの概要	平成29年度				担当課 評価	
		実績	成果/課題	次年度	方向性		
① NPO法人やボランティア等、市民活動団体設立・運営やイベント等の開催を支援する	a 市民活動団体等への情報提供や必要とする支援を実施します。	<市民協働・NPO等活動推進事業> ・市内で活動する市民活動団体等への情報提供や広報等を実施	市民活動団体等の活動を広く周知するため、市ホームページ、行政チャンネル及び広報つるがへの掲載を行った。	継	→	市民協働課	B
② 市職員が地域での活動を積極的に実践し、市民協働の意識高揚を図る	a 市民協働のまちづくりを推進するため、職員対象の研修会を開催します。	<市民協働・NPO等活動推進事業> ・平成29年度は開催なし	市民活動団体や市民との連携・協働に向けた知識と方策の取得を目的に、平成19年度から平成27年度まで継続して職員対象の研修会を開催してきた。 平成28年度は、講師によらない形式での研修会を検討したが、実施には至らなかった。 今後は、市民活動団体、市民と職員が合同で開催できる意見交換会等、新たな連携・協働の場を模索していきたい。	検	→	市民協働課	D
	b 市民協働の意識高揚を図るため、職員へ地域活動への参加を呼びかけます。	<職員への地域活動参加の呼びかけ> ・職員アンケート、庁内掲示板等を通して、地区の行事等、地域活動への参加状況を把握するとともに、積極的に参加するよう呼びかけを行った。	呼びかけにとどまるため、実際に参加しているかどうかを把握できていない。	継	→	総務課	C

<p>③ 市長への提案メールや審議会への市民公募など、市民の幅広い市政参画を促進する</p>	<p>各種審議会や委員会での市民公募を積極的に実施するため、庁内関係部署へ協力を促します。</p>	<p>《性別や年齢に関係なく、市政に参画できるよう働きかけ》 ・つるが男女共同参画ネットワーク主催市民公開講座の開催を支援した。(主催つるが男女共同参画ネットワーク) 第1回「元気アップ講座～実践！！つるが元気体操～」 講師 敦賀市長寿健康課職員 日時 平成29年5月16日(火) 14時30分～15時30分 場所 男女共同参画センター 参加者 50名 第2回「駅周辺整備について」 講師 敦賀市新幹線整備課職員 期日 平成29年7月28日(金) 13時30分～14時30分 場所 男女共同参画センター 参加者 33名 第3回「知って安心健康の話」 講師 敦賀医療センター 栄養士、看護師 期日 平成30年2月23日(金) 13時30分～15時30分 場所 男女共同参画センター 参加者 33名 ・庁内各種審議会や委員会の女性の登用状況調査を実施した。 ・審議会女性の割合22.6%、委員会女性の割合21.4%</p>	<p>誰もが市政に参画でき、発言権を高めるために開催している市民公開講座の開催を支援した。(主催 つるが男女共同参画ネットワーク) 第3次つるが男女共同参画プランの目標数値指針である30%を達成できるよう推進していく必要がある。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>市民協働課</p>	<p>B</p>
<p></p>	<p>敦賀市政について、広く市民からの提案をいただきます。</p>	<p>《市長への提案メール、アクセス21事業、市民とのざぶとん会など》 ・敦賀市政について、市民からの提案や意見を募集 提案メール 131通 アクセス21 34件 ・市民を対象にまちづくりに関する意見交換を実施 ざぶとん会 開催数 11回 参加者数 284名 ・市の広報事業に関するアンケート調査を実施 対象 市民1,200名 回答数450名</p>	<p>・提案メールや公民館等市施設12ヶ所に設置した意見箱及びホームページから、広く市民から提案や意見をいただいた。 ・ざぶとん会を地区公民館等で開催し、まちづくりに関する意見交換を実施した。 ・市の広報媒体の利用状況や市民からの意見をとりまとめ、集計結果をホームページで公表した。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>秘書広報課</p>	<p>B</p>

施策25 政策決定・推進の場で女性の活躍を推進する

計画項目	取り組みの概要	平成29年度				担当課	評価
		実績	成果/課題	次年度	方向性		
① 各種審議会や委員会での女性の登用率向上を図る	a 各種審議会や委員会での女性の積極的登用を図るため、庁議において各部局長へ協力を促すとともに、庁内推進体制（敦賀市男女共同参画推進会議）を構築して積極的に推進します。	<<各種審議会や委員会での女性の積極的登用の働きかけ>> ・庁内各種審議会や委員会の女性の登用状況調査を実施した。 ・審議会女性の割合22.6%、委員会女性の割合21.4%	第3次つるが男女共同参画プランの目標数値指針である30%を達成できるよう推進していく必要がある。目標値を達成できるように、目標の設定を依頼する等を検討する必要がある。	継	→	市民協働課	B
② 人事考課制度の活用により女性職員を管理職等へ積極的に登用する	a 職員の意欲増進、資質の向上及び組織の活性化を図るため、管理職へ昇格するための選抜試験を実施します。	<<管理職試験昇格制度>> ・管理職、係長、主査昇格試験をそれぞれ実施した。	昇格試験や人事考課の結果を基に、人事異動において男女を問わず、客観的判断基準に基づき、昇格者を決定している。 しかし、一部職員において昇格試験に挑戦しない者もいるので、昇進意欲の醸成を図る必要がある。	継	→	総務課	B

基本課題 (16) 庁内推進体制を充実する

市の様々な取り組みは、男女共同参画を推進するうえでも重要なものです。そこで、市のすべての取り組みについて、男女共同参画の視点を取り入れるよう、所管する市民協働課男女共同参画室を中心として全庁的な推進体制を構築します。特に、関係事業の実施状況について男女共同参画室が把握・評価し、指導していきます。

男女共同参画審議会 評価コメント

・男女共同参画社会の実現のため、市の様々な取り組みが地域や事業所に伝わり、よりよい社会になることを期待する。
 ・男女共同参画を強く位置づける為にも、出先機関のような場所ではなく、市庁舎の改築に当り、新本庁舎内に市民協働課男女共同参画室の移転が望ましい。

施策26 男女共同参画の推進拠点を充実する

計画項目	取り組みの概要	平成29年度				担当課	評価
		実績	成果/課題	次年度	方向性		
① 男女共同参画推進団体等の活動を促進する	a 男女共同参画推進団体である「つるが男女共同参画ネットワーク」の運営を支援します。また、男女共同参画を推進する団体・グループへの情報提供や必要とする支援を実施します。	<<つるが男女共同参画ネットワークへの運営支援>> ・年12回理事会に参加し、情報共有をした。 ・市役所の出前講座を依頼する際に、必要に応じて活動支援を行った。 ・団体補助金を交付した。 ・情報提供を行った。	団体の自立した活動を妨げないように配慮しながら、必要となる活動支援を行った。 行政とは別の視点で男女共同参画を推進することは重要なことであり、今後も団体の自立を妨げない適切な支援を継続して行う。	継	→	市民協働課	B
② 男女共同参画室を中心に全庁的な推進体制を構築する	a 全庁的な男女共同参画の推進体制を構築するため、敦賀市男女共同参画推進会議において、働きかけを強化します。	<<敦賀市男女共同参画推進会議における働きかけ>> ・施策実施報告のみのため敦賀市男女共同参画推進会議は開催せず、効率化を図り文書での報告を行った。	男女共同参画推進には他部署の理解と協力が必要なため、働きかけを継続して行う必要がある。他部署と横断的に継続して男女共同参画を推進していくために、必要に応じて適切な方法で働きかけを行う必要がある。	継	→	市民協働課	B

施策27 各部署の事業で参画を進める

計画項目	取り組みの概要	平成29年度				担当課 評価		
		実績	成果/課題	次年度	方向性			
① あらゆる広報・出版物等で男女の人権をふまえた表現に配慮する	a	男女共同参画情報紙やホームページ等に掲載する場合、男女の人権を踏まえた表現に配慮します。	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙や情報誌のホームページ記載事項に配慮した。 	<p>男女共同参画の視点を持ち、男女の人権をふまえた表現やイラストを使用した。</p> <p>人権を取り巻く社会情勢は変化していくので、人権を踏まえた表現に配慮できるよう男女共同参画に関する情報に今後も注目していく必要がある。</p>	継	→	市民協働課	B
	b	ホームページ及びSNSにおいて情報発信する際には、利用者の年齢や性別、障がいの有無にかかわらず誰もが利用できるよう配慮します。また、基本的人権やプライバシー権等に十分留意することを職員向けの研修で指導します。	<p>《市ホームページ及びSNSでの表現等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ研修において、アクセシビリティについて指導 ・音声読み上げソフトの更新 	<p>ホームページ及びSNSにおいて情報発信する際には、利用者の年齢や性別、障がいの有無にかかわらず誰もが利用できるよう配慮すること、基本的人権やプライバシー権等に十分留意することを職員向けの研修にて指導した。</p> <p>音声読み上げソフトは機械的に読み上げるため、人の手で随時更新していく必要がある。</p>	継	→	情報管理課	B
	c	広報紙や行政チャンネルの中で、男女の人権を踏まえた表現になるよう文章や映像編集、イラスト使用等に配慮します。	<p>《広報紙発行、CATV行政チャンネル制作委託事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙及び行政チャンネルの中で、男女が平等に表現されるようにイラスト使用や映像編集を心がけた。 	<p>広報紙や行政チャンネルの内容が、老若男女に配慮したものとなった。</p>	継	→	秘書広報課	B
② 男女共同参画社会の実現に向けて、市行政の取り組み状況を把握・評価する	a	敦賀市男女共同参画推進条例第16条に基づき、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、公表します。	<p>《つるが男女共同参画プラン 施策実施報告書》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課の施策実施状況を把握し、公表を行った。 平成29年度から報告書の様式を変更と審議会委員からの評価コメント欄を追加した。 	<p>報告書の様式変更によって、詳細な実績と具体的な成果及び課題がわかるようになった。</p> <p>審議会の評価コメント欄は、基本目標ごとに設定しているが、「コメントなし」の欄も多数あったので、基本課題に変更する等、適切な評価コメントの記載方法を検討する必要がある。</p>	継	→	市民協働課	B

③ 男女共同参画の視点での事業を実施するため、職員の研修を行うなど意識の高揚を図る	a	DV被害者の早期発見とその支援を図るため、病院や保育現場をはじめとする、DV被害者と関わる職員又は関わる可能性のある職員を対象に研修を行います。	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デートDV防止講座 <p>演題 「デートDV予防啓発に関する取組～教育現場に必要なこととは～」</p> <p>講師 NPO法人 SEAN 事務局長 遠矢 家永子 氏</p> <p>日時 平成29年8月3日(木) 13時30分～15時00分</p> <p>場所 男女共同参画センター</p> <p>参加者 43名</p> <p>(小学校・中学校・高等学校教諭、幼稚園・保育園園長、市職員)</p> <p>内容 デートDVの基礎知識について</p>	幼児が将来被害者、加害者になることを防ぐため保育士、現在の被害の早期発見のため教員をそれぞれ対象者として実施した。DV被害者の早期発見と支援を行うため、継続して講座の開催が必要である。	継	→	市民協働課	B
	b	相談業務関係窓口担当者連絡会を開催し、各相談機関との連携を密にし、相談業務の強化にあたります。	<p>《相談業務関係窓口担当者連絡会》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談業務関係窓口担当者連絡会の開催(デートDV防止講座と併せて開催) 1回 <p>研修案内先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談業務関係窓口担当者連絡会(生活安全課・地域福祉課・健康推進課・長寿健康課・児童家庭課・子育て総合支援センター・市民協働課) ・連絡会以外の市関係部署(税務課・債権管理課・市民課・国保年金課・住宅政策課・学校教育課) ・小学校・中学校・高等学校教諭 ・幼稚園・保育園園長 	<p>既存の相談関係業務担当者連絡会の関係課だけにとらわれず、関係機関を呼びかけて、被害の早期発見・防止について学び、相談業務の強化を図った。</p> <p>関係機関は内容によって変更になるので、既存の相談業務関係窓口担当者連絡会の関係課だけにとらわれず、今後も柔軟に関係課を呼びかける必要がある。</p>	継	→	市民協働課	B